

令和4年第8回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（12月13日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
一般質問	6
北 條 利 雄 君	6
関 根 浩 治 君	28
前 田 武 久 君	39
堀 川 照 夫 君	44
遠 藤 貴 人 君	48
宗 田 雅 之 君	66
◎報告第6号の上程、説明、質疑	76
◎議案第69号～議案第76号の上程、説明	77
◎議案第77号～議案第84号の上程、説明	79
◎議案第85号の上程、説明	86
◎散会の宣告	87

第2号（12月15日）

議事日程	89
本日の会議に付した事件	90
出席議員	90
欠席議員	91
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	91
職務のため出席した者の職氏名	91
開議の宣告	92
議事日程の報告	92
諸般の報告	92
議案第69号～議案第76号の質疑、討論、採決	92
議案第77号～議案第84号の質疑、討論、採決	101
議案第85号の質疑、討論、採決	103
選挙第1号 鮫川村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	109
議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	110
閉会の宣告	111
署名議員	113

第 8 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第8回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月13日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 6号 専決処分の報告について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 議案第69号 鮫川村附属機関設置条例
提案理由の説明
- 日程第 7 議案第70号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第10 議案第73号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第11 議案第74号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関す
る条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第12 議案第75号 鮫川村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明

日程第13 議案第76号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第14 議案第77号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）

提案理由の説明

日程第15 議案第78号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第16 議案第79号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）

提案理由の説明

日程第17 議案第80号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第18 議案第81号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第19 議案第82号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第20 議案第83号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第21 議案第84号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第22 議案第85号 村有財産の無償貸付について

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（9名）

1番 関根浩治君

3番 遠藤貴人君

5番 堀川照夫君

6番 北條利雄君

7番 関根英也君
9番 前田武久君
11番 星一彌君

8番 前田雅秀君
10番 宗田雅之君

欠席議員（1名）

2番 森隆之君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 古舘甚子

書記 矢吹かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第8回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、代表監査委員より令和4年度定期監査結果報告及び例月出納検査の結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

受理しました要望書は、お手元に配付しております請願・陳情等文書表のとおりであります。

出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しております。

2番、森隆之議員より、本日の議会に欠席する旨の届出がありました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長より挨拶の申出がありましたので、発言を許します。
村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第8回鮫川村定例議会の開催をお願いしましたところ、各議員の出席の下に、議案の審議をいただきますことに深く御礼を申し上げたいと思います。

さて、令和4年度も残すところあと僅かとなりました。今年1年、議員各位におかれましては、村政全般へのご提言と慎重なる調査、審議、さらにはご決議を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスが発生してから既に2年10か月が経過をいたします。現在、感染者が今までになく本村にも広がりつつあります。介護施設内やこども園、また学校内でも感染者や濃厚接触者の報告が増え続けております。引き続き、年末年始の感染防止と重症化予防に向けて、迅速なる村民希望者へのワクチン接種と、そして村民への注意喚起をこれからも強化してまいる所存であります。

次に、村民の皆様積極的に呼びかけておりますマイナンバーカードの申請、交付ですが、今年の夏の時点では申請交付率は県下最下位でありました。その後は、徹底した村民への告知と企業訪問、特設申請窓口の設置など、懸命なる努力の結果、現在は申請率54.2%、伸び率7.41%と2か月連続して県下第1位となりました。今後とも、年内目標率を65%と目指しておりますが、それに向けて取り組む予定でありますので、議員各位のご理解と、また村民への呼びかけもお願いしたいと考えております。

このたびの定例議会に上程する議案は、専決処分報告が1件、議案として条例の制定、また改正、合わせて8議案、一般会計、特別会計の補正予算が7議案、村有財産の無償貸付けの件が1議案であります。

上程しました各議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

7番 関 根 英 也 君 及び

8番 前 田 雅 秀 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 去る12月5日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和4年第8回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、条例の一部改正など8件、補正予算8件を含む村長提出議案18件でございます。このほか要望書1件は、鮫川村議会運営に関する基準第129条の規定により議員配付いたしました。

次に、一般質問ですが、7名の通告があり、いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めましたが、その後、1名の議員より一般質問の取下げがありました。

会期については、本日12月13日から15日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月15日まで

の3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今般の定例議会で、通告どおり3点の一般質問をさせていただきます。

まず第1点は、政策形成のプロセス、経過や過程についてであります。

「政策」という言葉には、狭義、一つの意味ですね、それと広義、たくさんの意味の2つの意味がございます。狭義には、行政の各分野において実現すべき基本的な目標・方向をいい、その政策を実施するために具体的な取組方向・内容を示す「施策」と、その下での個別事業（政策－施策－事業）がございます。こういった狭義の政策だけでなく、施策や事業を含めた一連の取組としての「政策」であります。

つまり、個別事業の企画・立案なども、基本的な目標・方向に沿う限り、広く政策形成に含まれます。逆に言えば、基本的な目標・方向を踏まえない単なる思いつき、単発的な事業は政策とは言えません。政策という言葉を考える場合に、より重要なのは、そもそも何のために政策をつくるのか、見直しをするのかという意識であります。つまり、何のために県・市町村が存在するのかということでもあります。この意識が異なると政策形成のプロセス（経過や過程）も異なってきます。

世の中をよくする、つまり住民をより幸せにする。不幸せになる度合いを低減する場合や、今だけではなく将来幸せにする場合も含みます。行政が行う取組は幅広く広義の中で考えるべきであります。

政策形成のプロセスは、問題意識を持つ、住民ニーズを把握する、情報を集める、アイデアを出す、制度化・事業化する、合意形成を図るなどがあります。

しかし、これは実務的な政策形成能力の向上策という観点からであります。必ずしも正確ではなく、また、これが全てというわけではございません。

例えば、情報を集めるのにしても、この段階で集めるのは、アイデアを出すための素材としての情報であります。実際には、情報収集は問題意識を持つところから始まり、政策形成の全ての段階で必要なものであります。情報を基に問題意識を具体化させ、対応方策を考えていくプロセスでございます。具体的には、問題意識を持つ、課題をつかみ対応策（アイデアを出す）、制度・事業としてまとめることや見直しという順になります。政策形成の全体的なプロセスは、政策の企画立案（問題の把握及び政策の形成）、政策の調整、政策の決定（政策判断）、政策の実施、政策の評価（事後評価）であります。

今般の一般質問でなぜこのような質問を改めてするのか。例えば、長年にわたりお題目であった振興公社準備室のプロセス、先般の議会全員協議会での環境公社から事業協同組合への衣替え、現在進められている特別職報酬等審議会、教育委員会の幼保小中教育検討委員会、若者未来創出会議、行政区単位で計画された村民参加の村づくり、地域懇談会、村長が今、毎月やっている村民との対話の日なども、こうした課題認識の中で取り組まれるものであります。これらは高く評価できるものでもあります。

いずれも政策課題への形成プロセスが重要であるからであります。これらは、我が村の人口構造や少子高齢化の中で、活性化の起爆剤や切り札となり得るものであります。

しかし、現在の手法や貢献が全てではありませんが、単発的で狭義の中にあるのではないかという疑念を感じております。全てが行財政改革や組織機構改革につなげる、つながることを前提とした将来への広義であるべきであり、形式だけや部分的なもので推しはかれるものではありません。個別課題だけの取上げや狭義ではつまずきも懸念されます。数値化以外の効果と評価を期待しながら、目的は住民の生きがいや社会貢献での活性化につなげるものでございます。行政組織に携わる各団体組織の成り立ちや貢献度、報酬などの在り方も、社会や我が村の変革を将来的に見据えた広義の中で議論や政策形成のプロセスを行うべきであります。さらに、大事であります地方自治法や条例などの根拠法規を遵守すべきであります。これらについて、村長並びに教育長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1つ目、政策形成のプロセスについてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、政策についてであります。行政機関が行う政策の評価に関する法律第2条第2項

においては、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう」と定義されております。

また、広義それから狭義とがあるとされており、狭義においては「政策を実施するために具体的な取組方向・内容を示す施策と、その下での個別事業があると考えられている」とされております。

議員のご指摘は、本村の事業の中には単発的なものがあるのではないかと危惧されるものと思われま。村民の幸せ実現のためには、例えば地域の活性化が必要であって、地域の活性化のためには人材の育成が必要であるといった過程があり、その過程の中で目的を踏まえた個別の事業を企画、立案し、実行していくものであります。

議員も懸念されているとおり、木を見て森を見ずにならないように、常にバックキャストにより村の将来のあるべき姿を目標として、この目標を達成するために何をすべきか、何をしなければならないかを考えて事業を展開していく必要があります。

その中で、住民懇談会や村民の皆さんとの対話の日をはじめ、ワークショップや企業訪問を含めて村民の皆さんの声をお聞きするなど、政策決定に至る過程についても大事に、そのプロセスを大事にしたいと考えております。

なお、地方自治法や条例などを遵守すべきであるという点につきましては、村としては当然のことです。ご指摘のとおりであります。

以上を申し上げ、北條議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 6番、北條利雄議員の1つ目、政策形成のプロセスについてのご質問にお答え申し上げます。

現在、教育委員会で進めております幼保小中教育検討委員会は、鮫川村の将来のこどもセンター、小学校、中学校はどうあるべきか、教育に関わる関係者により協議、検討を進めているところであります。少子化の中で、小学校や中学校の在り方、また幼児教育や義務教育との連携、交流について、たたき台としての将来像を策定しているところであります。

教育改革を進めるに当たっては、村教育委員会が一方的に方針を示すのではなくて、保護者や学校、地域の代表者により様々なご意見をいただいて将来像を作成することで、よりニ

ーズに合った教育委員会としての計画案を示すことができると考えております。

そして、その計画案に対して、議会をはじめとする地域住民の皆様から広く意見を聞くことで、問題意識の共有と課題解決につながるものと考えております。

教育政策は村として重要な分野であり、長期を展望し、時代の流れに沿った人材育成を進めることが求められています。今後も委員の皆様方から意見をいただきながら、教育委員会としての具体的な方向性を見いだして、計画案をつくり、さらに地域住民に向けて意見を聴取することで、よりよい合意形成が図られるもの思っております。

以上を申し上げて、北條議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ただいま村長と教育長からご答弁をいただきました。

まず、先般の議会全員協議会で、附属機関と一部事務組合に関する問題提起を、そして説明をさせていただきました。我が村の自治体SDGs、SDGsって一般の村民の方はなかなか分からないけれども、持続可能な開発目標です。この目標は、持続的に成長していける力を確保しつつ、人々が安心して生活ができるような村づくり、まちづくりを行うことでもあります。村長からも答弁いただきました、教育長も今やられている教育検討委員会の話もされましたけれども、当然そういうものであります。

我が村の少子高齢化や地域の人口減少、それらによる経済規模の縮小など、様々な課題がございます。政策形成の過程での根拠であるべき地方自治法、条例、附属機関を厳守する、このことはもちろん、違反となっている事件は早急に是正することなど、自治体組織のまさにSDGs、持続可能な開発目標の根拠基盤を明らかに整理すべきものであります。

自治体組織の中で縦割り行政や部局の業務内容も異なります。他人の信条を押しはかり、相手に配慮する付度も重要であります。何も日常茶飯事でありまして目くじらを立てるものではございません。しかし、これらも度を過ぎますと自治体行政のチェック機能や問題の発見が遅れること、法規根拠を踏まえない見過ごしや気づき、前例や慣例にとらわれ踏襲することなどに起因した長年の禍根になります。現在、後ほど議案提案されると思いますが、まさに長年の禍根であります。70年であります。

当然、政策形成のプロセスには行政執行機関と責任者、担当所管区には担当者、議会や議員、多くの行政委員、団体組織などが関わることとなります。自治体組織の行政部局には人事異動もある中で、同じ方向性を持ち得ることが難しい。様々な場面などで連携と情報共有がなされることができたのか。チェック機能と決裁機能が果たし得ることができたのか。再

確認を行い、まさに是正することが求められるものであります。

こうした政策プロセスを経て、我が村の自治体SDGsの目標、多くの議論や過程が持続的に成長していける力を確保する。活性化の起爆剤や切り札とすべきものであります。この機会にぜひ基本に立ち返り、村民の皆さんが安心して生活できるような村づくりを進めていただきたいと思います。

再度、村長並びに教育長に、今回の問題提起も含めて、その政策形成のプロセスの取組方と決意を答弁いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 前回の全員協議会におきまして、北條議員からご提案といたしますか、これは私どもが長年気づかなかった点の地方自治法の根幹に、遵守するという、法令を遵守してこなかったということで、今回10件の条例制定をご上程させていただいたところでございます。

政策形成のプロセスの基本は、私は基本は公聴にあると思います。やっぱり耳を傾けるということであると思います。それは、多くの村民もありますけれども、執行者、私も村長として議員の皆様のご提言、政策、それから気づき、様々なご提案、ご提言に耳を傾ける、それをさらに、議会であればこの場で議論をして、いい村づくりにつくり変える。私は議会もそうですけども、知恵の交換、気づきの交換の場だと思っております。

ですから、今回ご提言をいただいたことに深く感謝を申し上げますし、さらには、政策プロセスの過程、村民とのご意見、議員の皆様は各議員活動をして様々な村民のご意見を聞きながらここに、議場に議案として、政策提言として、一般質問としてお持ちいただいて議論をして、さらに将来の村づくり、持続可能な村づくりのためにご提案をいただいていると。

執行側と議論がかみ合って論点、争点を明確にして、そして忘れてはならないのは、論ずることだけではなくて、本当に村民のためになっているか否かということと、公正公平になされているかということも検証しなくてはならないと思っております。

今回の北條議員のご提案を機に、第5次振興計画、さらには、あと2年、新年度と来年度、2年で第4次振興計画も終わります。新しい今後の10年、20年の先の村づくりの方針を皆さんと一緒に決定していかななくてはならない大事な時期に新年度はなりますから、今回のこのご提案、気づきですね、私どもも深く反省しておりますけれども、そういった基本的なもの、そして守っていかななくてはならないこと、これを遵守しながら今後の村づくりに役立てていきたいと思っておりますし、今回のご提案、ご質問、前回の全員協議会の内容も含めまして、

私どもも襟を正しながら、そしてまた皆さんと共に村民主体の村づくりに邁進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 政策形成のプロセスについての再質問でございますが、少子化、そして校舎の老朽化が進む中で、小・中学校の在り方、そして学校教育の在り方について考えるということは、とても大切な時期に来ているんだと私も感じているところです。

この教育改革を進めるに当たっては、やはり村教育委員会が、先ほども申しましたが、一方的にこちらのほうから方針を示すのではなくて、やはり大切なことは、保護者の方とか学校とか地域の代表者の方々から様々なご意見をいただいて将来像を作成することで、やはりよりニーズに合った教育委員会としての施策、政策、計画案を示すことができるのかなと考えております。そういった形で進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長と教育長からご答弁をいただきました。政策プロセス、本当に大事であります。いろんな形があるんだとは思いますが、今、村長、教育長言ったとおり、当然住民の話を聞く、当たり前なんですね、こんなの。当たり前なんだけれども、それを繰り返してやるのはまた大変なんですから。

ただ、そういう住民の声を吸い上げる、議会の声を吸い上げる、そういうことで政策に生かしていくことで大事なのは、やはり最低限その声を生かせる根拠、明確にすることです。根拠をないがしろにして、こうしろ、ああしろ、こうします、ああしますは絶対ありません。やっちゃならないんです。これが70年も鮫川村は続いたんです。その危機感は、私がここで言うよりも、逆に言ったら、私が問題提起するものが恥ずかしい気がするんです。もう少し危機感を持って、住民の声を、根拠を明確にさせる。あなたたちの声はこういうふうに根拠があるから、私たちは聞いて政策にやっつけていくんですよという話をきちんと明確にしなければいけない。雑談で聞く、井戸端会議で聞く、そういうような話じゃありません。そんなの誰でもできる話です。

やはり村なり教育委員会が政策をきちんとした将来像を語る場合は、根拠法令があるわけですよ。地方自治法もある、教育行政の法律もあります。これらも踏まえて、やっぱり踏まえてやってほしいんです。それが確実なものにするわけです。そこをこう、今私が指摘して

何十年も続いてきて、前例、慣例で物事をやってきた、大きな誤りを起こしてきたわけですよ。やはりこれを一気に見直すということは大変なんです。当然職員の皆さんも大変なご苦労もなされていると思います。これは見えています。だけれども、本当に地雷が埋まっているやつ、これを私、掘り起こしたんです。土をかぶせて戻すわけにいきません。ほかの課だから私は関係ありませんというようなことはできません。教育委員会もそうです、村長部局もそうですが、今全て私が問題提起したからといって、中には見過ごしているものもあると思います。

ただ、現在進行中のもの、特別職報酬審議会、先ほど述べました。それから教育委員会の検討委員会、これからやっぱり大切なことです。やっていることは大切なんです。だから、根拠法令を明確にして、私たち議会にも村民の皆さんにも、こういう根拠があって、必ず受け止めるように私たちは頑張っていますよという話になれば、誰しものが納得してくれる。裏づけとして、根拠法令ががたがたの中でそんなのやって何の意味もありません。ただ、話を聞いているだけになります。

もう一度、村長と教育長に、その辺をきちんと明確に村民に発信していただきたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 北條議員の重なるご提案の真剣さが魂に響きます。

地方自治法をきちんと守りながら、そしてまた、ただ法令等だけに抑えられることなく、やはりきちんと法を守りながら、それ以上の政策形成ができるような、そしてまた、今、村民にもきちんと示すべきだということでもありますので、全くそのとおりでありますから、村民にもこの審議会、附属機関としての目的、位置、そしてまた、その審議会が、会を条例化して制定した上で、そして議会の皆様の同意を得ないと審議会ができない。そういったプロセスを経て、そしてまたその審議会の中の委員に委嘱、そしてまた各多面的なご意見をお聞かせいただくということで、附属機関としての見直し、立ち位置、そしてまた、その附属機関が必ずしも政策形成に役に立つものでなければなりません。そういったことを踏まえて、先ほども申しましたとおり、反省もしながら皆さんと一緒に合意形成を試みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 北條議員のご質問ですが、最終的に幼保小中教育検討委員会が附属機関に含まれるのではないかというご質問と捉えてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育長（武藤 誠君） では、それについてお答え申し上げます。

実は、前回北條議員のほうから指摘を受けまして、これにつきましては、やはり法令違反があつてはなりませんので、こちらとしても附属機関になるかどうかということについて、教育委員会として慎重に検討を行いました。

北條議員からいただいた資料を基に、またこちらも資料も整えて慎重に検討を行ったところです。

附属機関とは、北條議員の資料にもありましたが、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3から、「担当する事項について調停、審査、審議又は調査を行う機関」と解することができるのかと思います。

幼保小中教育検討委員会は要綱のほうで設置しているものですが、目的は、「幼児・児童・生徒の発達や学びの連続性を踏まえ、それぞれの段階における資質及び能力の育成を目指し、重視すべき保育や教育内容を検討するとともに、幼児期から青年期までの切れ目のない円滑な移行並びにこどもセンター、小学校及び中学校への適応や支援に向けた実効性のある連携や交流の在り方について協議・検討を行う」ということを目的に設置したものでございます。

幼児期から中学校までの学びに関すること、職員相互の交流や研修に関すること、小中一貫教育に関することを中心に、少子化が進行する鮫川村において今後の教育はどうあるべきか、そして鮫川の教育の将来像、方向性について意見を聞く、または意見を交換する委員会であります。

実際に、委員会の中では、鮫川の子供たちにはどのような教育が大切なのか、魅力的な教育を進める学校施設はどうあるべきか等について、ワークショップ形式で小グループをつくって意見を交換してまいりました。

また、目指す学校像をイメージしやすくするために、視察も行っております。

これらを通して、委員の方々から「こんな学校ができたら」というような貴重な意見をたくさんお聞きすることができております。そして、それらの意見を現在、私のほうで鮫川の教育の将来像としてまとめております。もちろんこのまとめは村長のほうに報告するつもりでおります。

以上のように、教育委員会としては、幼保小中教育検討委員会につきましては、当該委員会として、調停、審査、審議又は調査等を行うのではなくて、また外部の方が委員になって

いても、あくまでも教育委員会として鮫川の教育の将来像を描くために、幅広く意見交換や意見聴取を行う委員会として捉えておりまして、地方自治法の定めた附属機関には該当しないのではないかと考えております。

なお、今後、ここでまとめられた鮫川の教育の将来像を基に、新たな学校の設置について計画案を策定する予定ですので、その計画案について審議をしていただく委員会を設置する際には、条例に基づいた附属機関として設置しなければならないと考えております。

今回、附属機関として附属機関に関するご指摘をいただいたこと、私どももほかの附属機関もごございますので、改めて確認する機会をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村長からいただいたので、教育長に質問します。

附属機関、この委員会は、要綱でやっているんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番（北條利雄君） メンバー、委員の皆さんは、今、教育長が私に答弁なされたやつをご理解されているのかというのを1つ伺いたいということ。

それから、組織として、教育委員会内部の職員が組織している要綱でやっている中で、外部委員がほぼ3分の2以上を占めているわけですよ。もうまさに地方自治法では附属機関なんです、附属機関ですよ。分かります、委員に意見を聞く、交換する、そこに委嘱されている、委嘱しているわけでしょう。意見交換をやっているわけでしょう。視察もやっているわけでしょう。それは、もう教育委員会の附属機関なんですよ、外部委員が入っている。単純に委託料をかけて専門家を頼んだりとかする話じゃない。いろんな団体から来ているでしょう。委員の皆さんがそういうことご理解していますか。していないと思いますよ。私も委員になっている人に聞きました。いや、私たちの意見は、今、教育長が先ほど言った、村の教育を考えるために基本的な位置づけを含めて大切なものだからなってくれ、そういうことで委嘱もらって、俺たちはそのために一所懸命知恵を出してやるという話をしているわけですよ。

片方は、意見の交換する場である。意見の交換の場じゃないでしょう。村の金を使って、村の公金をどんどん使って視察までして。附属機関でしょう。2回も3回もやる必要ないんじゃないですか。また、これを改めて審議会でやるんですか。そういう二重ごとをやらなくて、今のなされている方の意識と全く違う、乖離しています。

もう一度答弁願います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） まず、委員の方々がこの趣旨をご存じなのかということですが、この要綱も皆さんに配っておりますし、会議に際しまして、委員会を開催する際に、私のほうからここは検討する機関ですよという、委員会ですよということは説明申し上げておりますので、そこはご理解いただいているかと思えます。

それと、3分の2以上が外部の方ではないのかというご指摘ですが、教育委員会としては、先ほども申し上げましたが、外部の委員の方がなっても、あくまでも教育委員会として、鮫川の教育の将来像を描くためにご意見をいただくという委員会と考えております。その意見というのは、基本的な政策をするための大事なご意見だと私は感じておりますので、そういった意味で、特に附属機関ではなくてもその部分は問題はないのかなというふうに考えております。

あと委嘱状についてですが、委嘱状につきましては、教育委員会として委員をお願いするという意味合いで委嘱状をお願いしております。附属機関としての委員として委嘱ということとは考えておりませんでした。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 教育長ね、検討委員会って名前じゃないんですよ。名前はいろいろあるんです。審議、調査もあるんです。何でも名前はつけようです。だけれども、教育長がただ意見の交換の場である、そういうことだけれども、大事です、今言ったことは大事なだけれども、何でもう少し、今参加している委員の皆さんが意見を出して、この村の教育を先々どうしようかということを実際になって検討されていると思うんです。やはりその部分の大事な部分を、なぜもっと上の段階の附属機関として格上げできないんですか。簡単なことじゃないですか。もう少し頑張ればいろんなこともやれるんじゃないですか。何でその検討だけで終わっちゃうんですか。やっぱり附属機関としてきちんと根拠を明確にしながらもう少しいい方向に、やっている人たちが「何だ、俺たちはただ教育長に頼まれて意見を交換しただけの立場なんだ」という話になっちゃいけないと思うんです。

もう少し、この参加している委員の皆さんも教育委員会との話はどうか分かりませんが、根拠を明確にして、委員の皆さんが今やられていることを、やはり最終的には村の教育行政に生かしていただきたいというのは当たり前なんです、皆さん思っているのは。

だから根拠を明確にして、しかも、そのやっていることが私たち議会を介入させることになるんです、条例を設置するということは。要綱は全く介入しません。私たちも委員になっている議員もいますけれども、いますよね。そのほかの議員は、何のために検討委員会やっているんだ、傍観者になっているんですよ。だけれども、やっていることは村の将来を考えていろいろなことを検討している、議会は全く関わっていないじゃないですか。俺たちは大事だと思っているわけですよ、これからの村のことは。教育長が考えているとおり、大切なことだから当然いいと思います、いいんです。

だけれども、やはり私たちは議決機関です。例えば、次の段階で審議会を設けて、私たちの意見を踏まえて審議してどうのこうのという話は出てくるんだと思うんです、今の考えだと。だけれども、私たちに説明とかさせる場合に、いや、こういう私は検討会で話を聞きました、そして審議会をやりました。審議会だから、条例制定すれば私たち関わることになるけれども、今のやつは、幾ら教育長がこうだと言ったって私たちは意味不明です、分かりません、そういう形でやっているんだとすれば。

だとすれば、せっかくここまで築き上げてきたものを私たちは大事にすべきなんじゃないですか。附属機関に格上げするべきじゃないんですか。ただ意見の交換の場であったり、意見を聞く場じゃないんです。ましてや、委員は民間の人から入っているんですよ。私たちの関わりはないんですよ、今は。議会として何の関わりはない、今言っていますけれども。そんなはずない、村の行政は最終的には二元代表制の中で、私たちも村長と一緒に選挙やっているわけですよ。何も知らないで、教育委員会が頑張っているのに俺は無駄にしたくない。そういうことを考えているわけです。

もう一度答弁願います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 北條議員の心配り、本当にありがたいと思っております。

附属機関であれ、附属機関でないであれ、私は、今回の幼保小中教育検討委員会は大変重要な委員会だと私は認識しております。委員の皆様からいただいた意見は、これから教育委員会として計画案を作成する上で大切にして計画も作成するつもりでありまして、その計画案につきまして、今後は、先ほども申しましたが、その計画案に対して審議していただく際には、附属機関として設置して、そしてご意見をいただきたいと思っております。そういう考えでいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○6番（北條利雄君） 計画をつくと、例えば委員の人たち、それ理解しているんですか。私たちは意見を言って計画を勝手に教育委員会がまとめて出すんですよというだけになるんですか。

だから附属機関、今やっていることは附属機関そのものの行為をやっているんですよ。これは私は引きませんよ、これ。附属機関なんですよ、これやっていることが。要綱をちょっと持ってきてもらえますか、私のところに。

初めて教育委員会の要綱、いただきました。精査しないでどうこうも言いませんけれども。まさに各学校、学校教育に関わる人たちがメンバーになっております。大切ですね。すばらしい人たち、活躍している人たち。だけれども、これがただの計画だけじゃなくて、だから検討委員会、大事なんですけれども、名前にかかわらず、何も二重、三重のこの人たちの意見をただ計画に生かすだけの話じゃなくて、やっぱり最終的には実現させることでしょ。実現するために、先ほども言っているけれども、審議会をこれから設ければいいんじゃないかという話だけれども、そういう委員の人たち、そういうことを、私たちは計画、単につくるだけ、実行できるかできないか分からない話になっているんですよ。

教育長は、この要綱でやった検討委員会はあくまで計画づくりだと。あと実行するのは、村当局に意見述べて、実行するのは村の話になりませんか、これ。審議会で審議したとして、また村当局にこういう計画ですよと言ったこと、村長が「ああ、そうだったのか」という話認めて、予算を計上して事業を進めるだけですか。

やっぱりここはきちんと、もうせっかくされている、やっぱりこれ附属機関で、そして議会を関与させてください、幾ら計画であっても。全く私は言いたいのは、議会を関与させていないということですよ、このやつは。今やって、村民の人もものすごく注目しているんですよ。いや将来のことで教育委員会でこういう検討会開いてやっているんだと。やっているんだけれども、あんたら分からないの、議会は何も関与することはできないんですか。たまたま名前として議員の人、何人かは入っているんだと思うんですけども。1人ですか、今まで見ると。これでいいのかという話ですよ。

これは、後で審議会の中に議員入れればの話じゃないの。やっぱり最初の計画づくりが大事じゃないですか。基本的にそういう計画が崩れるということはほとんどないですよ。もう少し考え、来ることできないんですか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 附属機関につきましては、地方自治法によれば、何度も申し上げま

すが、調停、審査、審議又は調査を行う機関だと明記されております。実際の委員会の性質ですけれども、委員の皆様方から集まってワークショップ的にグループ編成で、様々な、どういった学校つくったらいいのか、どういう教育をしていったらいいかというのをたくさんご意見をいただく機会なんです。先ほども言ったように、調停、審査、審議、調査をする委員会ではないので、附属機関には当たらないのではないかとは私と考えております。

ですので、もちろん大切です。私はすごく重要な委員会だと思っておりますので、そこはご理解いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） その附属機関であるかどうかというのは分かりました。

あしたからの議案調査で詰めさせていただきますので、議案調査の中に教育長も出てやり合いましょう、議論やりましょう。時間はたくさん取りますから、やらせていただきます。

以上、1問目の一般質問を終わりたいと思います。

この議論で大分時間もたちましたけれども、2点目に移りたいと思います。

次に、2点目、ウィズコロナ、コロナウイルスが終息したコロナ後の世界を見据えた施策についてであります。

新型コロナの感染拡大により私たちの生活は大きく変化しております。この状況は、よくも悪くも社会構造に大きな変化をもたらすもので、この変化にどう向き合い、未来を展望していくのか、目の前の感染拡大や経済的な打撃に対する個別的な対応策を取りつつも、大きな視点で時代を見ていくことが問われております。

コロナ禍によって社会のありようが大きく変わろうとしております。コロナ以前から抱えていた社会の問題点がコロナ禍によって臨界点を超え、雪崩を打って変わろうとしています。そんな時代の節目にあるのが今ではないだろうか。経済活動の大幅な制限やイベント中止、外出自粛による経済全体の落ち込み、観光客の激減、学校の休校、在宅勤務など働き方の変化、影響は計り知れません。緊急事態宣言は解除され、新しい日常が始まりましたが、新型コロナが終息するには数年かかると言われております。経済や生活の立て直しとともに、ウィズコロナ、共存する世界、アフターコロナ、終息した後の世界、この時代をどう生きるかが課題であります。

急激な社会の変化や人々の価値観の変容の結果、人と人とのつながりが断ち切られた社会としてはなりません。新たな社会をつくり上げるためには、DX（科学技術による産業構造を変化させる）や働き方改革が必要であり、行政では手続のオンライン化（電子機器がイン

ターネットに接続された状態)やAI(人工知能)・RPA(事務系の定型作業を自動化、代行するツール(手段や方法))の活用など行政手続のデジタル化を進めていかなければなりません。

他方、どんな社会においても誰一人、どの地域も取り残さない暮らしやすい鮫川村を実現することが必要であります。アフターコロナの不確実な将来に対しては、単に人とのつながりを断ち切るのではなく、例えば、福祉や人とのつながりへの細やかな配慮の行き届いたDX化もあるということをも村民と共有することが必要であります。

本村でも長期計画など各種行政計画の実現に向け、行財政改革計画や情報化推進、観光推進など各種事業の計画も策定されております。新型コロナの影響で社会経済情勢が大きく変わったことで、計画の一部見直しも必要と考えます。本村の長期計画や各種行政計画を推進する上での様々な影響と財政見通しの精査、見直しの必要性、方法などについて、さらにマイナンバーカード、先ほど村長もお話ししましたが、これの普及と交付税に関するあめとむちがあります。それから、次年度への予算編成も現在進められていると思いますが、これらのことも含めた方向性を伺いたいと思います。

○議長(星 一彌君) 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

[村長 関根政雄君 登壇]

○村長(関根政雄君) 6番、北條議員の2つ目、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた施策につきまして、ご質問にお答えを申し上げます。

新型コロナ感染症の影響は依然として継続しており、収束ははまだ見通せず、先行きは不透明な状況であります。本村におきましても、うまいもの祭りを中心としたイベントや高齢者を対象とした福祉事業、社会教育事業の中止を余儀なくされたところは議員のご指摘のとおりであります。

また、経済活動の停滞による村税収入の減少、外出制限などによる他地域との交流の分断に始まる交流人口の激減は、観光分野に暗い影を落とし、基幹産業である農業分野にも多大な影響を及ぼしております。

そのような中でも、現在のコロナ禍において、疲弊感の残る社会活動や停滞している経済活動を逆手に取り、これまでの行政活動を振り返る期間、そしてこれからの活動を再び考える時期でもあると考えております。その点につきましては、9月の定例議会の冒頭でご挨拶を申し上げたところであります。

先々月の10月に、各課を対象に第4次振興計画の後期基本計画の評価と、令和5年度に向けてのヒアリングを行い、見直すべき計画は見直し、強化すべき事業は強化することを確認したところであります。そのヒアリングに際しましては、村民主体の村づくりを実現するための令和5年度における事業方針を示し、さらに11月には重点事業を明示しました。それらの2つの重点事業、さらには事業方針を基礎として予算編成に当たるよう指示したところであります。

次に、マイナンバーカードについてお答えを申し上げます。

11月末日現在における申請率は、県内35位の54.25%となっておりますが、10月の伸び率10.2%は全国10位、県内1位、11月の伸び率7.41%は県内1位となっております。マイナンバーカードと地方交付税の関係につきましては、今年6月に総務大臣がマイナンバーカードの交付率を来年度の地方交付税の算定に反映させることを検討していくとの報道があったことから、今後、村としても注視していくとともに、より一層、皆さんにマイナンバーカードを取得していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、北條議員の2つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） この2点目の質問にも多く議論すべきことがございます。時間も限られておりますので、マイナンバーカード普及と交付税のあめとむちの1つに絞ります。

物事が進まないときに必要なのは、真の原因に向き合うことでもあります。自治体ごとのマイナンバーカードの交付率を地方交付税の額に反映させる方針を打ち出しているということです。住民カードを取得した率が高い自治体には交付税の配分を増やす。デジタル田園都市国家構想の基本方針に盛り込まれております。カードを使ったデジタル施策に費用に充てるために配分を増やすという理屈のようですが、到底私には納得、理解ができないものであります。

システムや関連機器などの初期投資が一時的にかさむと考えられます。当然であります。この経費の支援ならば補助金を出すべきで、交付税に差をつけるというのはまさに筋違いであります。交付税は、全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために国が自治体に代わり徴収し、財源の不均衡を調整するためのものであります。この地方固有の財源を国策の推進に用いるのは、明らかに交付税の精神に反すると言われても仕方ないものであります。

マイナンバーカードの普及を図るため、政府は多額のポイントを配布しております。2万

ポイントです。健康保険証を将来的に原則廃止し、このカードに一元化するとも言われております。

行政のデジタル化の基盤としてカードを広めたいとの意図は分かります。ただ、取得が進まないのは国民がカードの利点を実感できない。我が村のように少子高齢化が進行する中で、特に高齢者がカード利用は不慣れ、利用したことがないなどがあります。

さらに、本人や代理人に増やされる、先ほどのあめの2万ポイント、これは新たなキャッシュカードを増やしているんです。それを知っていますか。マイナンバーカードの普及を進めている我が村をはじめ、自治体を財政的に優遇する政策を相次いで打ち出しております。自治体の競争をあおるようなやり方、私は筋違いだと言わざるを得ないものであります。

しかし、財政基盤の多くを交付税に依存している我が村として、こういう状況もありながら、マイナンバーカードの普及の方向性、これを村としてどのように整理されて、多くのこれらに関する課題や問題を解決していくのか、村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） マイナンバーカードが夏の時点で最下位だったというのは冒頭の挨拶にしたとおりであります。なぜ県下一、ワースト1位なのかというのを調べました。まず、メリットが分からないと、特典が分からない。それと、カードを持ってどのような、2万円というけれども、現金でくれるのか、どのようなポイントがたまるのかというところがまず分からない。さらには、いずれ健康保険のカードと一緒にになると、免許証とも一緒になるのではないかということも言われておりますが、それであるならば、じゃつくりましょうかという状況でありましたが、このカードのメリットにつきましては、村でも本当に諦めずに広報いたしました。さらには特設会場を設けて、時間かかるんですね、やっぱり。村民の方おいでになって、カードつくるって一体どういうふうになるんだと。それで、その場で交付されると思って村民はいらっしゃいますけれども、交付までには一定の時間がかかりまして、その交付されるときにはやっぱり説明がまた必要なんですね。

ですから、現職員の住民課だけの平常業務に大きく支障があるということもあって、これは特設、業者に、先般の議会でも承認いただきましたが、委託をして特設会場を設けることによってきちんと分かるように、それから時間外ですね、夜遅くまでやる。あと休日、祭日もやるということで、分かっていたいただいてカードをつくっていただくということに心がけております。

その結果、伸び率が県下ナンバーワンになったという成果だと思いますが、議員言われる

とおり、まず国はノルマを与えて、それをできないと交付税に算定して減額するというようなことであるし、今回のデジタル田園交付金、これも53%でしたか、53%行かないと交付しないよという、そのような新聞報道もされております。

しかしながら、私たちはやはり村民に諦めずに説明をして、そして65%という目標も掲げております。これは全国平均より上でありますから。この小さな村が福島県で一番低い。そして全国でワースト10番目でしたから、この村が65%を掲げるなんていうのは驚異的だそうではありますが、私たちはやっぱりきちんと住民に説明をして、納得いただいた上でカードを手にしていただくということを心がけたいと思っております。

もう一つ、県がつくった網は誰一人取り残せません、取り残さない。県がつくった網は誰一人こぼしません、取り残さないと言われております。しかし、人間がつくった網は必ず落ちこぼれますから、そして落ちこぼれるところに悪人が利用するという、そういう仕掛けがあるということでもあります。

ですから、今回のデジタル田園構想、これは誰一人残さないと言っていますが、はっきり言って残しているんですよ。ですから、それは私どももカードだけではなくてこのデジタル田園構想、これで落ちこぼれる人があってはならないと思います。ですから、それはきちんとアナログでも、きちんとお手紙でも手書きでも住民に伝えることができないと、スマホを持っている老人の方、後期高齢者は増えてはいますが、まず半分以上の方は持っていません。ですから、そういう伝達方法もこれからきちんと表と裏と実情に合わせて、行政として住民サービスの向上に努めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今のウィズコロナ、それからアフターコロナ、当然今、同僚議員も今回、本人そのものじゃなくて、家族が感染しているということでお休みされています。これ新聞報道にもあまり明確に出されなくなってからであっても、かなり感染者も増えているし、大変なまだまだ緊張を持った対策進めていかなければならないんですが、でもやはり、こうした中で、これが今進んでいるけれども、やはりこれ収まったときどうするんだという話、結構きついですよね。小集落のいろんな部落の今までやってきたことが、当たり前に行われたことがやれなくなった。逆に言うと、それが潰れてしまう、伝統的なものやってきたのに、これをまた1回、二、三年休んじゃうと、次に復活するのは大変だ、そういうこと起こっているんですね。だから、そういうものが細かいところからいくと崩れ去っています。

そういう部分で、やはりなくすのは簡単だけれども、やめるのは簡単だけれども、見直すのは簡単なのかも分からないけれども、復元したりするのは大変なんですね。祭りなんかもそうなんです。

こういうことで、ぜひそういうことを見据えて、住民の中に入った、指導も含めてなんです。やはり鮫川に合ったコロナ後、コロナと一緒に生きるかどうか分かりませんが、そうした部分で、今後もこのコロナウイルスについては続くと思いますので、ぜひ緊張感を持って行政としてご指導いただければと思います。

1問目にかなり時間を要したんですが、議長、申し訳ありません、あと何分持ち時間あるんでしょうか。

○議長（星 一彌君） あと20分。

○6番（北條利雄君） 分かりました。じゃ遠慮なく3問目に移らせていただきます。申し訳ございません。

3点目です。

次に、3点目の村民のまめな暮らしガイドブックの改定の在り方について伺いたいと思います。

我が村「村民のまめな暮らしガイドブック」（長期保存版）は、全世帯に配布されている行政情報誌でございます。行政と住民を結ぶ地域一体型のコミュニティメディアでございます。住民の利便性向上に貢献し、地域の発展と活性化を推進するもので、高く評価できる冊子でもございます。

この冊子は平成30年7月に発行され、現在まで4年7か月ですか、経過しておりますけれども、新しい情報を盛り込み、令和元年12月に改訂版が、令和3年7月に令和3年版としての本村のホームページでは電子書籍版が改定もされております。配布の冊子版は以前のままであります。

こうした情報豊かな内容の改訂時期は、作業も含めて大変な苦勞があるかと思えます。それも事実であります。例えば、ガイドブックの税金ページの納税組合に関する改正部分や文言に見られるように、社会情勢の変化や事務事業の行政施策の内容変化に対応したものに改定されていないものがございます。ガイドブックの改訂時期をどのようなサイクルの頻度で計画されているのか、改善の必要があるのではないかと考えております。

さらに、冊子だけでなく、主流となりつつあります電子機器を利用した利便性の向上を図るために「村民のまめな暮らしガイドブック」をパソコンやタブレット端末、スマートフォ

ンで閲覧できる電子書籍版もあります。令和3年度版は閲覧時点で電子書籍版のみ改訂されておりますが、冊子版の改訂配布が以前のままであります。電子書籍版の利用者の年齢や扱えない方もおります。更新のスピードや広報のずれの時間格差も当然生じることになります。

こうした差を是正する時間差を解消する方法はあるのか。更新時期も年度をまたぐのか、単年度内であればどの時点とするのか、冊子版と電子書籍版の統一した改訂時期の検討が必要であると考えます。村民のまめな暮らしとこのガイドブック、ひとしく住民の利便性向上に貢献して、地域の発展と活性化にさらにつながることが期待するものであります。これらの改善方向について伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3つ目、村民のまめな暮らしガイドブック改定の在り方につきまして、ご質問にお答えをいたします。

村民のまめな暮らしガイドブックは、議員おただしのとおり、村の施策を盛り込んだ便利帳として平成30年に初版を発行いたしました。これは北條議員の発案、議会での議員提案の結果だったと記憶しております。その後、3度の改正を行い、現在に至っております。

全戸配布のためのガイドブック印刷、製本はかなりの時間と労力を要することから、令和元年度に冊子版を発行した際には、内容に更新に対応できるよう加除式のものに変更しております。令和2年度におきましては、内容が変わった部分のみを各家庭に配布し、各家庭においてもその加除をお願いしましたが、分かりづらい、容易ではないとのご意見もあったようであります。

このような状況であったことから、ガイドブックの発行方法につきまして検討し、令和3年度から冊子版の発行を取りやめ、村ホームページのみに掲載することとしたものであります。

しかしながら、村ホームページに掲載の電子版のガイドブックも令和3年7月改訂の令和3年度版であることは議員ご指摘のとおりであります。改訂の時期につきましては、基本的には毎年秋頃までに行うのが適切かと考えております。本年におきましては、9月中の改訂に向けて内容の精査を始めたところでありましたが、他業務の兼ね合いから編集作業に時間をいただいておりますことに関しましてはおわびを申し上げるところでございます。

なお、近日中の公開を目標に、現在、最終の確認作業を行っているところでもありますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

冊子版の発行につきましては、様々な理由から削減していきたいと考えておりますが、冊子版を利用できない方のために必要数のみの発行とさせていただくことにつきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

以上を申し上げ、北條議員の3つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ちょっと訂正でございます。

先ほど答弁しました最後の部分ですね。冊子版の発行につきましては、様々な理由から削減していきたいと考えておりますが、ここ、電子版を利用できない方のためにということで、私、ここ、冊子版と言ってしまったようではありますが、正確には電子版を利用できない方のために必要分数のみの発行とさせていただくことにつきましてご理解をいただきたいと思っておりますということを訂正をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村民のまめな暮らしガイドブックの利用に際しては、配布されているものに記載がございます。当初の発行では、「掲載された行政情報は原則として30年4月1日現在を基準に作成しています」と。「発行に当たっては、できる限り新しい情報を盛り込みましたが、発行後に制度や料金の改定が行われることがあります」と。「最新の情報はホームページでご確認ください」ということで、各所管課に問い合わせることが載っていなかったんですね。これも驚きなんですけれども。

令和元年12月27日付の改定版では、「村で行っている事業とか各種制度など、皆さんの暮らしに関わる情報を紹介しています」と。「生活の中で、こんなときはどうしたらいいのと思う場合に参考にしてください」と。「なお、村が行っている全ての事業が載っているわけではありませんので、分からないことがある場合は気軽に役場までお問い合わせください」とあります。違いは何か。当初発行では、「最新の情報はホームページでご確認ください」です。「詳しくは担当課や各施設にお問い合わせください」これが抜け出ているんです。

改定版は全くの逆です。問合せとホームページで確認することは、これは片方のみじゃなくて両方記載して、冊子の場合はやはり担当課、所管課に連絡して確認して活用いただく。それから電子版は、その場で活用いただくという部分で、両方ともやはり記載が必要じゃないかと私は思うのです。

こうした前提でもあるんですけれども、この冊子版、当初発行からもう5年ですよ。改訂版でも3年です。これ、現実的にこうした情報豊かな内容の改訂、改訂する場合に頻繁に行う、到底現実的ではないと私は思います。それでもこのガイドブックの利用価値からすれば、できるだけ新しいものに切り替えるのは当然なんですけど、やはり冊子版については、例えば5年くらい、5年くらいにはもう完全に見直して出すよ。その中でも改訂するものは、やはり活用する場合はきちんと担当所管課にご連絡して活用くださいという話にしないと、多分職員もこれ改定するたびに1年ごと、2年ごとというものはもう大変な事務量になると思うんです。

ホームページは当然、文言を変えて書籍版に載せればいいだけの話だから、これは簡単にできるんですが、やはり回覧というか冊子版については、そのくらいの頻度で、逆に今度出すときには、この改訂版は5年くらいの刻みで、3年でも構わないんですけれども、3年でもきつかなと私は思うんですけれども、5年くらいで冊子版を直しながら、やはり利用いただくというのがいいのかなと思うんですが、村長、もう一度、答弁。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 住民サービスの基本はやっぱりきちんとお知らせをして説明責任を果たすということであるかと思います。どうしてもこちらから出す、そういったガイドブックも併せて、村側から村民のほうを向いております。それは実は逆であって、村民が求めるときに、こちらをどのように見ているかということが基本だと思えますから、そちらの位置に立ち返って、今後また、新年度以降はホームページのつくり替えも計画されているようですので、しかしながら、ホームページを見られない環境の村民も大勢いらっしゃることもありますから、そういった方々のためにも、どちらの、紙媒体、それからホームページも併せて住民サービスがきちんと届くように、そしてまた、問合せがきちんとできて、分かりやすく説明をして、住民サービスを高めていくような、そのようなご質問から徹底していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 大切なガイドブックであります。ぜひこれらを計画するために、できるだけ職員も頻繁に手を加えなくても住民からの問合せを受けながら活用していただくというのも大事ですし、電子版も大事だと思いますけれども、いろんな工夫をされて、やはりこれをこれからも生かしていただきたいということでもあります。

私から以上3点の質問なんですが、教育長、あしたから議案調査、私たち始まります。ぜひ、先ほど2人の中で議論されたものを十分にまたさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で3点の質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番、関根浩治です。

ただいまより令和4年度第8回の定例議会におきまして一般質問をしたいと思います。

それで、2つの質問をするわけなんですが、まず初めに、1番目の質問として、農業担い手確保対策及び認定農業者の現状についてご質問したいと思います。

村の重要な産業は農業であります。農業の担い手を確保するための対策事業や認定農業者の現状をお伺いしたいと思います。

また、コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻により農業関係の資材が高騰している中、経営改善計画実現が難しい現状にあると思われませんが、再認定の状況についてもお伺いしたいと思います。

村長、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の1つ目、農業担い手確保対策及び認定農業者の現状につきまして、ご質問に対してお答えをいたします。

初めに、農業担い手確保対策として活用している国・県の新規就農者確保に関する制度と村独自の取組について申し上げます。

まず1つは、国の支援制度である農業次世代人材投資事業を活用した新規就農者支援であります。この事業では、新規就農者に対して就農直後の経営確立を支援する資金が国から交付されるほか、県やJA、村などの関係機関で構成するサポートチームによる支援が行われます。

次に、地域を支える農業者等確保支援事業について申し上げます。

この事業は今年度から活用している県の支援制度で、村では担い手農業者の技術向上支援のため研修や就農相談、新規就農者サポートチームの活動などに活用しております。

次に、村独自の取組としましては、若手担い手農業者を対象として、今年8月に懇談会を開催いたしました。さらに、今月16日には先進地視察研修を予定しております。担い手同士の横のつながりを構築するとともに、新規就農者確保や担い手支援などの村の農業施策、立案につなげていくため、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認定農業者の現状についてお答えをいたします。

令和4年12月1日現在、村内の認定農業者数は、個人、法人合わせて28名となっております。再認定の状況につきましては、令和3年度中に再認定した認定農業者が11名、また再認定をしなかった農業者が6名で、その理由としましては、死亡、病気療養、後継者への経営譲渡、自己都合などになっております。認定農業者として認定を受けるためには、村が定めた農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想により、所得目標、年間労働時間などの要件を満たすことが必要となっておりますが、令和3年度に再認定した認定者全員、目標所得が未達成となっているのが現状であります。

ご質問に対する答弁は以上となりますが、事業の詳細につきましては、農林商工課にて今後また対応させていただきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと考えております。

以上、1番、関根浩治議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 今、鮫川村の現状、そういう状態ではありますが、村長として今後の担い手の確保に向けた考え方について、再度答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私は就任して3年と約半年ですか、経過いたしました。就任当時から産業の担い手育成ですね、総合的な産業の担い手育成、商工業、さらには、特に村の基幹産業である農業の担い手の育成に力を注ぎたいと、このように考えておりました。一昨年度、約14名の担い手の方々に訪問をさせていただきました。実際、そのほかにもいらしたんですね。四、五名はいらっしゃいます。担い手の方々に直接訪問をして経営の状況やら将来の希望、そして現在問題となっている点等々もお聞かせをいただいております。

それで、今年度になって懇談会を予定しておりましたが、なかなかコロナの関係もありまして延び延びとなりましたが、8月に皆様方にお声かけをさせていただいて懇談会が開催さ

れました。様々なご意見が出ましたね。やっぱり農業者の担い手の方々は間違いなく覚悟を決めて就農しておられます。

その中で幾つものヒントをいただきました。1つは、農機具とか、それから農業の施設、こういったものを、離農する場合、不用になったものをシェアできないかと。それをご紹介いただけないかというご意見がありました。早速村ではそういった農業者へ全戸配布をいたしまして農業機械やら、それから施設が不要になった、特にビニールハウスとか農機具なんかも含めて、そのような情報をお寄せいただきたいと。それを利活用するという担い手、また農業者の方々にご紹介をして、相対で利活用のもったいない機械、それから施設を再度利用していただくと。

新しいものを買うのには非常に高い金額であります。また、補助事業もありますが、やっぱり村とすれば、皆さんも農業者の方々はやっぱり使えるものは使うと。とにかくあるものをうまく利用するという事で効果を上げたいということで、今実施してまいっております。

それともう一つは、担い手の方々から印象に残ったことがあります。楽しい農業をやりたいと言うんですね、皆さんね。間違いのないと思いました。やっぱり嫌々ながらやるのではなくて、楽しくやりたいんだということが非常に印象に残っております。

しかしながら、今のご指摘のように、世界情勢の中で飼料、それから資材等もあれだけ高騰している中で、肥料もそうですけれども、大変な経営に困窮といいますか、大変な苦しい思いをされている農家の方々も、特に担い手は不安を持っておると思います。

今回も畜産関係の飼料の高騰に対応する支援策を補正予算で上程をさせていただいておりますが、まずは、私は担い手の方々と定期的に、村とそれから関係者ですね、県も含めて担い手の方々とも今後膝を交えて、そしてまた、どのような方向でいくのかということをお聞きしながら、16日には、先ほど言いましたように、担い手の方々を対象とした研修会で、村外で研修をする予定となっておりますが、どうしても仕事の都合上で来られない若い方もいらっしゃるようではありますが、若い方ばかりではなくて、そしてまた経験をされた農業の先輩方々もどうぞ若い方々にご教示いただきたいと思っておりますし、そして、今スマート農業や新しいメディアを活用した農業を確立しようとしている青年たちもおります。しかしながら、一番はやっぱり人と人との関係なんですね、人と人との関係。

昨日は郡山の直売所、本当に大きくやられている直売所の社長さんがわざわざ見えられました。鮫川の農産物を我が直売所で無駄なくやっぱり、郡山市場で、市場を通すことばかりではなくて売りたいということを直接社長さんが見えになりました、スタッフと共に。年

内中、すぐに行くことにしました。まずは村の農作物が消費期限ですか、賞味期限ですね、切れて劣化して捨てるなんていうのはもったいない話でありますから、そういったところを若い人たちも含めて担い手と話しながら、どうやってやっぱりお金に換えるか。そして稼げる農業をどうやって確立するかというのを、若い人たちも含めて、あと皆さんの理解、さらには関係団体の方々とお話をしながら進めていきたいと思えます。

昨日は農協の組合長さんと対談を兼ねて、組合長さんと商工会長さんと新年に向けての対談をいたしました。数々のヒントもいただきましたけれども、やっぱり小さな村は我々だけではやっぱりできません。これからはやっぱり農商工連携も含めて、購買力、戦略があるJAさんの力も借りながら、担い手育成を進めていくということでお約束をして話を閉じたところであります。

今後また、若い人たちは本当に不安だと思います、これだけ高騰している中で。しかしながら、村としても最大限の支援と、それから皆様との支え合いで何とか村の総合的な産業の担い手を育成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 担い手や認定農業者の確保として、やはり早期の相談対応や、あるいは人・農地プランの作成などを行って、遊休農地等の有効利用に向けた進め方が大事であると思えますが、こういった出向く体制もやはり必要なのではないかなと私は考えております。役場で、事務所で「どうぞおいでください」よりは、あるいは地域に出向いて皆さんと膝を交えてお話をしたほうが内容が煮詰まりますし、いい案も出てくるのではないかなと思えますが、その辺、どのようなお考えでいられるか伺いたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） やっぱり足で稼ぐということでもあります。間違いないと思えます。やはり産業、そしてまた行政もそうですけれども、紙一枚、チラシを回したからそれでオーケーではないと思えます。やはり、このような内容で、このようなことで、この日に、とにかくこういう目的でやりますからという、そのような足で、実際手渡しが基本であると思えますし、担当職員にも指示をいたしておりますが、まずは現場の状況を把握しないとなりません。現場をまず見て、それで持ち帰るということで難題は解決していくと。

私自身も、本来であれば、今年の6日、7日に農業者の担い手さんのほうも行きたかったんですが、特に畜産の方々のおせりがあるということで、ちょっと延期してしまいましたが、

若い人たちの顔を見ながらですね。それと一番は、特に産業の担い手さんという方々は独身の方が多いんですよ。ですから、村で今立ち上げている農業者専門の結婚相談ができるサイトの入会料、民間サイト、これは信頼あるサイトでありますけれども、その入会料を村で補填するというようにしておりますが、まだ利用されてる方いらっしゃるのでは。

さらに、パートナーを見つけてあげるのも本当に私たちの大きな仕事でありますし、そういったことも含めてこちらから足を運び、そしてまた膝を交えて話を聞き、さらには、できるだけ大事な担い手たちのパートナーも新年度以降は目標数値を持ってご紹介できるように、また農業女子の移住、こういったことも含めまして広報して行って、何とか出会いの場をつくってあげることもできないものかなと思っておりますし、精力的に新年度は活動を、行政としても活動を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根浩治君。

○1 番（関根浩治君） 村の重要な産業である農業について、今の時期だからこそ重点を置いた施策が求められていると思いますが、新年度の予算編成に当たって、どのような事業を掲げていく意向があるのか伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 新年度の事業方針として、2 度にわたって職員には指示をいたしました。その中の第 1 点目、村づくり、人づくり事業を掲げております。この中で、まず産業の担い手、団体、それからボランティア団体も含めまして、職員もです。議員の皆様も同じです。ここを研修して、このように学びたい、このセミナーに行きたい。例えばこういう先進地があるから、そこへ行って計画を持って勉強していきたい。そして我が村に持ち帰る、自分の経営に持ち帰ってそれを生かしたい。そのような費用負担、これはもう優先順位第 1 番で、これを計上していただきたい指示をいたしましたところであります。ですから、やっぱりやる気のある人が勉強したいというところで計画を持って、そして勉強して戻ってくる。

やっぱり学ぶというのは、まねをすることですね、だそうです。言葉の学ぶはまねをすること。まず模範となる農業、模範となる事業所、模範となる行政ということをやっている、やっぱりまねをすることから始まって、全てまねをしたのでは自分のものになりません。ですから、この村に置き換える、または自分の経営に置き換えて、ああ、こういったやり方があると、こういったやり方で改善しようという方々への研修費用、これは財政費を予算措置をお願いしたいということで、2 度にわたって職員には指示しております。

ですから、まずはやる気のある人の応援、これを次年度の人材育成、そしてまた産業の担い手づくり、これに充てたいなということで指示をしたところであります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） そういった重点施策を考えているということなんですが、やはり半農半Xとして、農業と他の仕事に就いている方々と組み合わせた働き方の支援などもあると思いますが、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 農福連携もございますし、今回、特定地域づくり事業協同組合の立ち上げに当たりまして、副村長を筆頭に村内の事業所、農業者の事業所も訪問をいたしました。

また、各事業所でお聞きすると、やはり季節的に手が足りないという、とにかく人材が不足しているということもありまして、そういった、そこを充当、限りある人材をうまく活用するのと、移住定住に合わせて受け皿づくりをということで今準備を進めているところであります。

農業者と他の業種、全く業種が違うところとの交流、これはまさしくそのとおりであると思います。農商工連携というのは早く打ち出された言葉でありますし、最近は農福連携ということもございますし、やはり農業者は農業のことだけではなくて、また別の角度の業種の方々との交流も必要であるし、あと一つはやっぱり販売戦略だと思います。どうやって売るかということのセミナー研修の応援もしていきたいし、また別の業種の方々との交流も必要だと思います。農業担い手の彼たちと一緒に、まず楽しい農業はどうすればいいのか、それからもうかる農業はどうすればいいのかということも、彼たちのアイデアを生かしながら、彼たちの発案を有効に活用、生かせるように応援をして支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 令和5年度の予算について、ぜひ農業部門について大幅な、やはり踏み込んだ施策の提言を頂きたいと思います。

次年度の水稲の作付は新聞報道によりますと186ヘクタールということで、今年とほぼ同じ作付面積になっているんですが、やはりこの飼料、肥料、資材の高騰でかなり次年度どうするのかという農家も出てきているのが現状だと思います。

また、飼料米等については、専用品種でないと奨励金を該当させないというような報道等も

ありますし、そういったことになりますと、現在、飼料米WCS等で水田を維持されている農家には大変な打撃になります。そういったことで、5年度以降、やはり希望が持てるような農業政策をぜひ村の中に、予算の中に組み込んでいただきたいんですが、そういったことについて、再度お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 農業者の皆様と現状につきまして、やっぱりお話をさせていただいた上で、新年度以降の農業政策の組立てを検討していきたいと考えております。間違いなく大変な状況に置かれていることは認識しておりますので、まずは現場の状況をきちんと把握した上で、あと農業関係者の方々、それから団体の方々とも協議をしながら、あと国・県の支援制度も鑑みながら、次年度以降、組み立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういったことで、やはり村の基幹産業の農業については、やはり村があるいは関係機関が主体となってやっぱり進めていかなければ、本当に耕作放棄地ばかり増えるような、景観保全なんて言っていられないような状況になるのが現実だと思いますので、そのようなことのないように、やはりリーダーシップを取りながら村の基幹産業を守っていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと、村長にも関係農林商工課の皆さんにもぜひ奮起していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

2つ目の質問として、学校教育における生命（いのち）の安全教育と、タブレット端末の活用状況についてお伺ひしたいと思います。

生命（いのち）の安全教育については、令和2年6月に政府の関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化方針」が決定され、令和2年度から4年度までの集中強化期間として、教育、啓発の強化等の実効性のある取組を速やかに進めていきますとしています。子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において生命（いのち）の安全教育を推進することとなりましたが、本村の学校教育の現状についてお伺ひしたいと思います。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の第8波とされる中、村内でも感染者が拡大傾向にあると思われます。村では、小・中学校の児童・生徒に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により一人一台のタブレット端末を導入しました。児童・生徒がコロナウイ

ルス感染等により自宅待機中でも、このタブレット端末を活用し遠隔授業等に活用されているのかどうか、どのような状況にあるのか、お伺いを教育長にしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 1番、関根浩治議員の学校教育における生命（いのち）の安全教育と、タブレット端末の活用についてのご質問にお答え申し上げます。

まず初めに、学校における生命（いのち）の安全教育についてですが、議員のご質問にもありましたように、令和2年6月11日に、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、性犯罪・性暴力対策の強化の方針が決定されました。この方針を踏まえて、文部科学省では、子供たちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育啓発活動の自充実、学校等で相談を受ける体制の強化、わいせつ行為をした教員等の厳正な処分、社会全体等への啓発等について、関係府省と連携を図りながら取り組みを強化しております。

そして、その取り組みの一つが、学校における生命（いのち）の安全教育推進事業です。文部科学省では、子供たちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、令和3年度から令和5年度にかけて、性被害未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を実施するとともに、指導の充実を図る指導モデルを開発するなど、教育機関への普及、展開を図っているところです。

議員おただしの本村の現状についてですが、小・中学校では、これまで学級活動や道徳、保健体育などの授業で、性に関する指導や命を大切にす指導を発達段階に応じて計画的に実施しております。特に、小学校5、6年生、そして中学生においては、住民福祉課の協力を得て思春期保健講座を実施して、助産師や医師等を講師に生命の誕生や思春期の心や体、異性との望ましい関わり方等について学習する機会を設定し、性と命の教育の充実に努めております。

さらに、SNS等を通じて、性被害に遭わないよう、警察署員など外部講師を招いて、児童・生徒だけでなく保護者も対象にして授業、講話を行うなど、生命（いのち）の安全教育に努めております。

今後も、令和5年度から、来年度から全国の学校で開始されることになる学校における生命（いのち）の安全教育を、文部科学省と内閣府が作成した教材及び指導の手引きの活用を

図りながら、子供たちの発達段階や学校の状況を踏まえまして生命（いのち）の尊さやすばらしさ、自分を尊重し大事にすること、相手を尊重し大事にすること、一人一人が大事な存在であることを指導していきたいと考えております。

次に、自宅待機中のタブレット端末を活用した遠隔授業についてお答えいたします。

小・中学校におけるタブレットを活用した授業等の配信につきましては、これまで不登校傾向の子供を中心に可能な範囲で実施してきたところです。コロナ感染関係におきましては、昨年度、中学校で多くの子供たちが濃厚接触者になったときに、タブレットを活用して一部の授業の様子を配信し、遠隔授業を実施いたしました。

それ以降は、本村の学校では幸いにも大きな感染拡大は見られず、本当にごく一部の子供が感染したり濃厚接触者となったりして学校を休む程度でした。そして、休んだ期間の学習につきましては、復帰後、教職員が補充学習を行ってまいりました。

しかし、今回迎えた第8波では、感染者や濃厚接触者となって休む子供が増えてきました。また、休み時間も長くなる傾向にありまして、濃厚接触者として長期間自宅待機になった保護者から、やはりオンラインで授業を受けることができるようにしてほしいという要望もありました。

そこで、小・中学校では、自宅待機となった子供たちがオンラインで授業に参加できるよう、現在オンライン授業の時間や内容、手順等について確認を進めているところです。遅くとも3学期には、自宅待機となった場合でも、健康状態がよい場合にはオンラインで授業を受けることができるようになるかと思えます。

以上を申し上げ、1番議員、関根浩治議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 質疑に対しましては、午前中の分は終了し、午後から開催することといたします。

13時10分まで休憩といたします。

（午後 零時）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） それでは、午前中に引き続き質問したいと思います。

その前に、今10分の号令鳴ったと思うんですが、この時計、まだ4分なんです。我々、神聖な……4分というか9分か、神聖な議場で、時計があるのにもかかわらず、日頃の点検がなされていないというのは、やっぱり事務、総務課長、事務怠慢だと思います。やっぱり公共機関できちんとそういうものを掲げてあるんだったら、常日頃点検してきちんとやるべきだと思うんです。それがやっぱり仕事のうちだと思うので、よろしくお願いします。

〔「はい」と言う人あり〕

○1番（関根浩治君） それでは、続き、質問したいと思います。

まず、生命（いのち）の安全教育について。

児童・生徒のみならず、保護者や地域等に啓蒙活動や、そういった啓蒙が必要と思われるが、その辺、教育長、どのように考えているか、伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） まず、保護者に対してですが、この生命（いのち）の安全教育につきましては、文科省からも保護者のほうに啓蒙を図るように通知が来ております。その資料も実は今持っているんですが、その資料を基に保護者のほうにこの生命（いのち）の安全教育に関する、学校でどのようなことが行われているのかとか、自宅ではこのような指導をしてほしいというようなものを通知として今後出していきたいと思っております。

あと、地域の方々への啓蒙活動ですが、一昨年ですね、教育を考える会でSNSに関する講話を実施しております。そういった機会を今後も設けていながら、安全教育の充実に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 児童・生徒への教育活動については、やはり年代別に工夫し、分かりやすい教材や資料で、地域の実情に応じた実施や相談窓口の設定が必要と思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 学校には年間指導計画がございまして、学年に応じてねらいあるいは指導内容について細かく計画がなされています。それに従って学年に応じて、あるいは子供たちの実態に応じて指導計画を組んで指導しておるところです。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1 番（関根浩治君） ないほうがいいわけなんです、被害申告や相談しやすいような環境醸成がなされているのかどうか、その辺についても伺いたと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 相談窓口につきましては、学校側から保護者のほうに、こういった性的被害とか、あるいはそのほかの問題も含めまして、相談窓口として教頭あるいは養護教諭、もちろん担任も含めて、そういった窓口はお知らせしているところですが、今回、文科省からも通知がありましたので、さらに分かりやすい相談体制にするために、改めて、先ほど申し上げた保護者通知とともにお知らせしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 生命（いのち）の教育についての行動マニュアルや支援体制の方針が定められているのか伺います。

また、関係機関との連携など、どのようになっているのか伺いたと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 関係機関との連携につきましては、先ほども申し上げましたが、警察を含めて、あるいは児童相談所、あるいは本村の住民福祉課等と連携をして、様々な問題については対応していく考えでおります。

実際、先日も子供たちの問題行動に関しまして、連携をしながら対応していた時期もありましたので、今後もそういったことは続けてまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 地域の宝物である子供たちの、生徒への安全対策、やはり貴重な鮫川村の将来を担う子供たちでございますので、その辺の安全指導については徹底をしていただきたいと思っております。

そういったことで、今後十分に、事がないようなことで進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、遠隔授業関係についてなんです、それらについての実施をするに当たっての問題点とか、そういった何か悩みとか、そういったことがあるのかどうか、ちょっと伺いたと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） オンライン授業につきましては、まだ試みも数少ないものですから、

様々なやっぱり問題は生じております。例えば、まずオンラインの授業を行って、果たしてそれがしっかりと子供たちに定着しているか、これが定着しているのかという問題もございます。

あるいは、授業もなかなか、子供たちの家庭での生活の状況がそれぞれですので、なかなか同じようにしっかりとした授業ができているというところも検証しなければならないかというふうに思います。

また、子供たちにやっぱり受け入れる態勢も、やはり心構えというか、そういったところもしっかりとしていかななくてはならないと思いますし、様々なやっぱり課題もございますので、一つ一つ学校側と話をしながら解決していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 最後になりますが、今後の活用方策とか、あるいはそういった機材が有効に活用できるようにお願いしたいと思いますし、万が一、トラブル等の発生などがあった場合に、そういった連絡や、あるいは問合せなどの情報共有もなされているような形に整えていかなくちゃならないと思うんですが、その辺の体制についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） オンラインを使った授業とか、そのタブレットに関して様々な問題が生じた場合には、相談窓口、相談する窓口を設定しておりますので、そちらのほうに、何か問題があった場合には相談して改善できるようになっております。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） そういったことで、今回導入した機材が有効に今後活用できて、取りこぼしが無いような形で生徒、子供たちに利活用されたいと思います。今後のご活躍を期待して、私の質問にしたいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9 番、前田武久君。

〔9 番 前田武久君 登壇〕

○9 番（前田武久君） 今回の定例議会、1 問について村長にお尋ねをしたいと思っております。公共施設の集合用地について。

山間地に位置する我が村。平地のほとんどは昔から貴重な農地として利用され、公共敷地としての確保は容易でなく、公共施設が役場庁舎から離れ点在しておるため、行政事務効率も悪いと思われます。

当初建設された施設のほとんどは古くなり、各学校はじめ耐用年数に達する状況にあります。過疎・人口減少・少子高齢化・独り暮らしが多くなり限界集落も危惧されます。対策として、今後早いうちに村民の利便を考慮し、できるだけ村の中央に村民の望む集合施設を構築できる用地（敷地）を確保する必要があると思うが、村長の所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の公共施設の集合用地につきましてのご質問にお答え申し上げます。

議員おただしのとおり、村の公共施設は中心部にはあるものの、ある程度の距離があり、村民の皆さんにとっての利便性や行政事務の効率は決して高いものではないと考えており、今後一層の高齢化、過疎化を考えれば、将来的に公共施設の集約は必要になってくるものであると考えております。

また、令和5年度においての重点事業といたしまして、施設ごとの整備や解体も含めた年度別の管理計画の策定を指示したところでもあります。この計画策定の中におきましても、公共施設の集約や用地の選定につきましては、個別事項として特別に指示をしておりますので、今後、議員の皆様や行政区長ほか有識者の皆様に検討・協議をしていただく方向で進めてまいりたいと考えているところであります。

以上を申し上げ、前田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど教育長などに、幼・保それから小・中学校の検討会についてのお尋ね等もありましたように、我が村では、小・中・高がもう数年のうちに耐用年数を迎えるというような状況にあります。そうした中で、今申し上げましたとおり、これは公共施設の集合化、今点在している施設をなるべく1か所に集めて、役場庁舎はご存じのとおり新築されて間もない施設でありますので、それを、位置を中心にした範囲内での用地確保、これは当然、必然的なものになろうかと思います。

そうした中で、それらの事業を実施するとすれば、やはり施工するまでにはその準備期間

というのがかなりかかると思うんですよね。まず最初に現地測量調査とか、基本計画作成とか、それから予算請求、これは国・県に対するあれですけども。そして事業実施に入るといような段階で、少なくとも5年くらいの期間はかかる。そうすると、前に申し上げましたとおり、小・中の場合には耐用年数、改築時期に入るといようなことになりますので、もうそろそろその計画に入らなければならないような時期に来ているなというふうに考えております。

そうした場合に、やはり本村に限られた平地があります。そうした中での用地確保、これは1年や2年ではなかなか難しいなというふうに考えておりますが、これを当然、村当局としても進めなくちゃならないというふうに考えております。その準備、これは第4次、第5次振興計画あたりにこれから含まれるというふうに思われますが、4次計画には入っていないと思うんですよね。それで、その期間、余裕がない中での村長、執行者としての決断、それをお示し願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） おただしの再質問の内容は全くそのとおりであります。公共施設は耐用年数があります。さらには、庁舎以外の各教育施設は、これは耐用年数、建設、待たなしでありますから、そういった耐用年数に準じた公共施設の施設計画は、前もって10年、20年のスパンの中で考えていかななくてはならないところであります。

先ほど答弁もしましたとおり、令和5年度の事業方針として、実は今年度の方針として明文化はして、年度始まっておりますが、さらに来年度の事業方針の2点目として、総合的な公共施設の中長期計画への着手ということをやったって、係に、職員に2度にわたって指示をしたところであります。小・中学校の建設、さらには公民館ももう既に雨漏りが始まっております、耐用年数がカウントダウンというところであります。

そういった複合施設としての建設というのは当然視野に入れながらも、まずは現在ある施設の耐用年数の年度、そしてまたどの時点で、十何年か、この年に建設をしたいといような目標をまずは掲げて、それから逆算していかないとならないので、当然、一番肝腎なのはやはり議員ご指摘の用地の確保だと思います。本村の場合には、ご承知のとおり、農地以外は丘陵地、山林でありますから、動かせない役場、そしてまた館山の中心地、それに手・まめ・館のトイレとか喫茶室ですね。加工場は後からの建物であります。

解体するもの、動かせないものを見極めながらも、どの位置が適切なのか、集約する施設を考えた場合に、用地の確保はどうなのかということも含めまして、検討していく前にまず

指示をしたのは、各課の担当する施設ありますね、教育課、総務課、住民福祉課ありますから、そういった施設の10年、20年後の修繕、取壊しをするのか、また改修をするのか、修繕をするのかも併せて検討願いたいということで指示をしております。

持ち寄ったものを一つのテーブルの上に乗っけて、公共施設の中長期的な建設年度、それから用地の確保、あと実際は個別計画は令和3年3月に出しておりますし、令和4年3月には公共施設の総合管理計画が出されておりますが、この中には解体とか用地の確保というものはないです。施設を総合的に整備していく上では、まず新しく新築するというのも必要ですけども、要らないものを解体しなくてはなりません。

次年度、旧国保診療所の解体を予定しておりますけれども、計画的にお金がかかる部分、それから用地を確保するためには用地の選定も必要ですけども、買収もしなくてはなりませんから、議員おただしのおり、長い年月が、最低四、五年かかるとは思いますが、そういった基本計画を、たたき台をつくり、そして何年度にどの建物を完成させるという、そのような長期計画に次年度着手する予定でおります。

その中で、当然議員の皆様にもご協議をいただきたいと思っておりますし、学識者の検討も頂戴しなくてはならないかと思っておりますし、一番はやっぱり年度年度別の財政ですね。何年度に幾らかかるかということ、10年、20年先で財政計画ができないと、当然今の財調を、公共施設の整備計画の基金をどれくらい積み立てたらいいかという、その目標もできませんから、そういった年度別の財政計画まで含めて持ち寄りながら、どの規模が必要なのかとか、用地はどのくらい要なのかというのを検討していきながら、まずはお金がかかります。それと、補助事業の調査もしなくてはなりません。

そのようなことで、次年度以降着手するよということに指示をいたしました。その過程におきましては、やはり村民への広聴も必要であろうかと思っておりますし、重なる議会での全員協議会の協議も当然必要だと思っております。また、関係団体のご意見もいただくようになるかと思っておりますが、そのようなことで、議員ご指摘のように用地の確保も大事でありますから、今後、新年度以降着手をしていく予定でございます。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長から答弁あったとおりでありますが、集合施設、これは用地確保というのは何か所にもまたがって、今までのような点在了たような用地確保ではなかなか希望どおりにはいかないということで、今述べましたように、学校ですね、まず。学校、

それから子どもセンター、体育館、それからそれに対する附属施設、図書館、公民館、災害時に対応できるような防災避難所兼多目的広場、あとは遊園施設、それから屋内プール等も併設しなくちゃならないというようなことで、そのほかに村民ホール。また、これから予想される限界集落ですね。そうすると、やっぱり奥地から中央に移り住むというような、そういう受入れ態勢も必要かなと。そういった場合には、やはり集合、用地の中にそういったものも建設していくと。

そしてまた、直売所も今、村長が言ったように古くなっておると。これもそういう施設内に集合して建設をするというような形にしていけば、理想的な構築ができるんじゃないかというふうに思うわけでありまして。

そういった考えで、来年度から逐次そのような計画に入るということでありますが、先ほどから話になっております附属機関ですか、そういうものもやっぱり設置しなくちゃならないなというふうに考えておりますし、そういったものを早期に立ち上げなければならないと思うんですね。

実際に幼・保、・小・中が実現するとなれば、その耐用年数期間に間に合わせる事ができるのか、できないのか、そういった決断も必要かなというふうに思うわけでありまして、その辺、村長、もう一度答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 教育施設は、先ほども話しましたとおり耐用年数を超えての使用がならないものですから、当然耐用年数内に計画的に新築をしなくてはならないと思っておりますし、まず1つのものを事業執行するまでに至るまでは、先ほど6番議員からのご提言もありますとおり、政策形成のプロセスですね、それが非常に大事だと思います。そして、まず現状を把握するのは専門職の職員の仕事でありますから、現状を把握しながら各課から持ち寄る。教育施設は当然、あと何年後に建設という待ったなしの年次計画がありますが、その前にやっぱりやらなくてはならないことがございますから、まずはたたき台で素案をつくるときに附属機関、当然、検討委員会も必要であります。

さらには、先ほど言ったように、議員の皆様の全協も当然重ねていかななくてはなりませんし、附属機関の条例化制定するときには当然議会の承認が必要でありますから、そういった過程を踏んで、そして素案づくりをまとめていくと。

しかしながら、時代の背景によって、計画された年度に必ず建設できるか否かというのは、これは様々な要因が、条件が重ならないと実行できないものであります。一番はやはり財政

ですね。お金が、多額の金額が必要になりますから、限りある財源をどのように活用しながらも投資効果の高い、効率性の高いものを、同じものを別々に造るよりも、議員ご提案のように複合施設として1か所に集約したほうが、工事費の関係、それから中心地のにぎわいづくり、そういったものには当然複合施設は、拠点づくりは当然必要になるかと思っておりますので、そういった考えを持っております。

今後また議員各位の皆様方の各方面からのご提案、ご意見も頂戴しながら、新年度以降着手をしながら、その都度ご説明をしながら進捗状況と併せて、予算がかかるものについては上程をさせていただいて、ご承認をいただきながら計画的な建設計画、総合的なランドデザインをするたたき台をつくっていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 次年度以降ということですので、早期の、これはやはり避けて通れない鮫川村としての一大建設事業でありますので、その用地確保についてはそろそろ準備を始めていただきたくお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

◇ 堀 川 照 夫 君

○議長（星 一彌君） 5番、堀川照夫君。

〔5番 堀川照夫君 登壇〕

○5番（堀川照夫君） 今般の12月定例議会において、2点の一般質問を行います。

1点目、水田の貸借料について。

水田を耕作する人も年々高齢化が進み、耕作放棄地が増えている。そのような状況の中、水田を借りて水稻作付をしている農家に支援策をしていただけないか伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 5番、堀川照夫議員の1つ目、水田の賃貸料につきまして、ご質問に対しお答えをいたします。

議員おただしのとおり、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、村内においても耕作されなくなった水田や畑が目立つようになってまいりました。

そのような中で、村では独自の取組として今年の10月に鮫川村農地バンク制度を創設いた

しました。この制度は、農地の賃貸や売買に関する情報提供により、農地の有効利用、担い手農家の営農規模の拡大や新規就農の促進を図り、増加する耕作放棄地の発生防止及び解消に寄与することを目的としております。議員各位におかれましても、この制度へのご理解と普及への協力をお願いするものでもあります。

さて、議員おただしの水田の貸借について……私、賃貸と言いましたね、貸借ですね、先ほどね。水田の貸借につきまして現状を見てみますと、農業委員会へ申し出て利用権を設定し、農地の貸借をしている農家、個人間の相対で貸借している農家など、貸借関係や農地の管理方法も様々であるため、公正な事務執行が困難であると考えられます。したがって、現段階では、ご質問のような水田の貸借に特化した農家への支援策は持ち備えておりません。

しかしながら、今後の課題であるとは認識しております。今後、村の将来を担っていく農業者の方々、そして若手農業者などのご意見もお聞きしながら農地の整理、利活用について総合的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、5番、堀川照夫議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） それでは、やっぱり耕作放棄をしている中でも、今度は耕作放棄地を使いやすく基盤整備などをして、やりたい人に貸付けすることは考えていますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 耕作放棄地を解消するということは大変、条件がいい水田においても借り手がない状況だというお話は常々村民の方から聞いておりますが、今のところは村では暗渠排水の補助事業も導入、独自にしておりますが、耕作放棄地の解消のために耕作条件を緩和するための整備ですね、こういったものに対してお考えあるかということですが、今後必要になってくるかと思えます。

あと一つは、やはり今水田をお借りして、そして耕作する方々が村の中にも大勢いらっしゃいますが、そういった方々があつてこそ耕作放棄地は守られているのは現実でありますから、そういった村の遊休農地の解消、さらには景観を守るという意味合いにおいて、条件の悪いところはなかなか借りてもらえないのが現状でありますから、条件のいいところは借りて耕作していただいている方々がいらっしゃいます。

先ほど答弁しましたように、これは村の景観を守る、それから耕作放棄地を増やさない一つの施策として、今後検討すべき事項であるということで考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） それでは、今これから若い人らが借りて、田んぼ1反歩当たりの補助金というものは幾らも出せないということですか、これからまだ。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） それも含めて今後検討していきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） じゃ、それではよろしく、あとお願いします。

次、2点目の質問に入ります。

基礎雌牛の導入の支援について。

村では優良な和牛基礎雌牛の導入、現在1頭当たり3万円を助成しています。系統のよい雌牛を導入するには80万円以上となりますが、今後の助成額増額を検討していただけないか伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 5番、堀川照夫議員の2つ目、基礎雌牛の導入の支援につきましてのご質問に対してお答えをいたします。

議員おただしのとおり、村では優良牛整備増殖事業として、優良和牛基礎雌牛の導入に対し、1頭当たり3万円を東西しらかわ農業協同組合を通じて助成しております。令和3年度につきましては、肉用牛繁殖農家10軒が13頭導入しておりまして、合わせて39万円を補助したところであります。

なお、乳用牛の導入に対しても、鮫川村酪農組合を通じて同じく1頭当たり3万円を補助しており、令和3年度は3頭導入、9万円を補助しております。

さて、議員おただしの助成額の増額の件についてお答えをいたします。

村では現在、畜産クラスター事業につきましての検討を進めていまして、今月20日に村内の畜産農家を対象とした、クラスター計画ばかりじゃなくて農業を取り巻く問題、畜産を取り巻く問題、今後の課題等を検討する勉強会を開催するために準備を進めているところであります。この畜産クラスター事業に付随した生産力強化等の補助事業との関連もあることから、今後ご質問の内容も含めて、村の畜産振興を総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上、5番、堀川照夫議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） それでは、なかなか、今、補助の検討中ということですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 導入費の補助額の増額は今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） 他町村のあれを調べてみましたら、矢祭町は1頭につきということなく、申込みに対して10万の補助が出るようです。それで、3頭いればその分は3で割るから3万ちょっとになっちゃいますね。それで頭数もあまり少ないから、矢祭町のほうは。

そして、埜町では5万円の助成を出すんです。そして、自家保留さも3万出します。だから、鮫川村でも自家保留のほうさも出してもらえれば。検討していただきたいなど。

そして、埜は200万円を上限にして、200万に達していないときは、農業畜産資材のあれに充てているみたいです。そして、あとは棚倉は8万5,000円出しております。そして、それであとヘルパー経費、あれのほうは全然出していない。

鮫川は埜と同じく運搬費、それからヘルパー経費のほう出してもらっているから、埜と大体補助金が同じくらいですね。

だから、導入助成金がやっぱりある程度8万近くになれば、うんと今度は導入するのもしやすいんだと思います。そして、系統がいいものでないとなかなか牛も高く売れないし、買うとなればそれきりになりますから、そこら辺の検討をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 11月のせりで繁殖牛が、本村の子牛が100万を超えていたんですね、1頭。また80万台の方々も大勢いらっしゃって、本宮市場の平均価格60万台ちょっとですが、大きく平均価格を上げたようであります。明るい兆しといたしますか、60万割るのではないかと皆さん心配されておりましたけれども、そのような状態であります。

ですから、今後、振興を図るために、また若手担い手が営農意欲をなくさないためにも、今後、支援策を検討してまいりたいと思っております。

あとそれと、酪農家の皆様方が今大変な思いをされております。まずぬれ子のあれですね、価格が暴落、北海道では殺傷処分だそうです。育てれば育てるほど赤字になってしまうということで。そういった副産物の価格も下落というか、そのような状態でおりますから、今後、ただいま議員のほうで調べていただきましたが、矢祭の事情も埜の事情も、実は調べさせて

いただいております。他町村の補助事業の内容と本村の、本村は飼育頭数、導入頭数が非常に多々ございますから、多いので、総額的な支援策というのは、どの金額が妥当なのかということも今後検討しながら、支援策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） 念のために言うと、東西しらかわの牛の頭数、親牛が今、これ2月28日現在で1,767頭います。その中で村で872頭になっているが、半分から村で抱えているわけですから、やっぱり幾らかでもこれから村の、鮫川の牛は本宮でも高く売れるようになるためには、系統のよい牛をみんなで仕入れてもらって、補助金を出していただいてもらうようお願いいたしまして、私の一般質問は終わります。よろしくお願いします。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

[3番 遠藤貴人君 登壇]

○3番（遠藤貴人君） 毎度なんですけれども、マスク外していいですか。

○議長（星 一彌君） はい。

○3番（遠藤貴人君） ありがとうございます。

今定例会で、一般質問通告として2件、通告をさせていただきました。通告内容を見ていただきますと、またコロナネタかということで、私もちよっと数えていなかったんですけれども、今回数えてみたら今回で5回目ということで、コロナ関連の質問になります。

最近、そんなつもりはなかったんですけれども、このコロナ絡みがちょっとライフワークになってきているようなところもありまして。なんか、とんでもない悪い宗教に入ったんじゃないとか、えらい洗脳されているなみたいなことを言われることも多いんですけれども、僕はそんなつもりはないなというふうになんて思っていたんですが、あんまりそういうふうと言われるとやっぱりそうなのかなんていうふうに最近思っちゃって、それで自分自身も疑心暗鬼になっているというところもありまして。

何でかという、やっぱり真実を知らされていないからなのかなというふうに僕はちょっと感じていまして。僕はシンプルにただ本当のことが知りたいというだけです。そういったことを絡めた質問になるかと思うんですけれども、どうぞお付き合いをお願いできればというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

ワクチン接種記録についてです。

自治体は、予防接種法施行令に基づき、接種を受けた人の住所・氏名・生年月日・性別・接種実施日などを記載した予防接種台帳を作成し、5年間保存しなければならないとされているようです。国のワクチン接種記録システムが、接種券から読み取ったデータや、接種を実施した医療機関から自治体に送られる予診票の情報が台帳の元データになるようですが、本村では、これらについてどのようになっているのかをお尋ねいたします。

また、国は法改正などによる統一的な見直しには慎重な姿勢であるようですが、ワクチンの有効性や安全性の検証にはできるだけ長期間の記録の保存が望ましいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員の1つ目のご質問、ワクチン接種記録についてのご質問にお答えを申し上げます。

本村のワクチン接種記録についてついてであります。接種が済んだ個人のデータを国のワクチン接種記録システムへ登録し、そのデータを利用して村の健康管理システムへ、各個人のワクチン接種記録や健康診断結果などをシステムにより一括管理し、予防接種台帳を兼ねております。

さらに、元データとなる予診票の紙媒体も記録として保存しておりますが、上位法でもある予防接種法にも規定され5年間保存となっておりますが、村でも文書管理規程により5年間の保存期間としております。

村としましては、現行の規定に従い保存することを基本としながらも、今後の国の動向を見定めながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で、3番、遠藤貴人議員の1つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今、国の動向に基づいてというお話がありました。まさにおっしゃるとおりで、国がこれ延長してくださいということになれば延長しなければいけないというふうに思うんですけども、質問文にも書きましたとおり、法改正などによる統一的な見直しには今現在、慎重な姿勢であるということですので、今後、5年たった後もその慎重な姿勢

が崩されていなければ、5年間たった後にどのようにしてもいいですよということになるかと思うんですが、この村で独自にこの5年というものを、例えば10年とか20年とかということが可能だとは思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 5年の保存ということでありましてけれども、担当課と協議しました結果、そのデータは残るということです。ですから、全く接種状況がデータそのものも抹消するとか、5年で消してしまうという状況ではないそうでありますから、紙媒体の保存を含めてデータは残るということでありまして。

遠藤議員の今回の質問の趣旨は、将来的に、この接種によって、接種を受けた住民が様々な弊害、後遺症とか、そういったものが起きた場合にきちんとしたデータ証明、それを保存していないと本当の原因追及にはならないのではないかという、そういった趣旨の下にご質問されているかと思いますが、だとすれば、システムの中に入れたデータは残しておきたいということで、担当課長とも残せるということで話をしたところであります。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） ぜひ、そういった記録を残していただきたいなというような思いであります。

私、実はワクチン1回も接種していないんですけども、やっぱり、例えば、気持ちが変わって、オミクロン最近すごく感染しているからオミクロン対応のワクチンを打ちたいと言って、オミクロン対応ワクチン打ちますと言ってもこれ打てないんですね。この議場の皆さんもぜひ、ご承知おきいただきたいというふうに思うんですけども、私もオミクロン対応の2価ワクチン打ちたいと言っても打てないんです。じゃどうするかというと、1回目、2回目に使われた武漢型に対応しているワクチンを、まずそこから打ってくださいというような国の方針であるようです。

ちょっと待ってくださいと。オミクロンに対して最初のワクチンが効かないから、オミクロン対応ワクチンを打ち始めているんじゃないんですかということなんですけども、武漢型の最初のワクチンを打ってくださいと。じゃ、オミクロン対応の2価ワクチン、そもそも要らないんじゃないのかなというようなところで、非常に難しいというかちょっと納得できないところも多々あるというところで。

これをこの場で言うというのも、これもどうかなというところももちろん僕も分かっているんですけども、本当はこれは厚生労働省とか、当然、国のほうでこういった議論どんど

ん進んでくれれば僕はいいんですけれども、全くこれ遅々として進まないし、こういった質問があったときに、私も村民ですからそういった疑問を例えば担当課に問い合わせても、そのQ&Aというか、そういったものが国からも全然出されていないということなんです。こういった質問があったときに、どういうふうに説明すればいいんですかというものが全く出されていない。

ですから、私の訴える場がここしかないので、多少お門違いなところも重々承知はしていますけれども、接種ができないというような事実があるようです。

今まで、厚生労働省は接触感染と飛沫感染しか認めていなかったんです。2年間ずっとです。専門家は、空気感染しているんじゃないかということはずっと訴えていたんですけれども、空気感染はしていないと。接触感染。ですからアルコールで手を除菌したり、物を除菌していた。接触感染ですね。これも飛沫感染を防止するために着けていると思うんですけれども、その2つしか認めていなかったんですが、今年の2月に空気感染しているということを認めました。

ということは、空気感染しているということは、これ全く意味がない。それからアルコール、これも全く意味がないということになってしまったんだと思うんです。ただ、それをかたくなにやっぱり2年間認めてこなかったんで、やっぱりそこには何かがあったのかなという思いでありますし、売ってしまった業者はもうかったんで取りあえずいいかなというようなことなのかなというのを感じています。

それで、先ほど村長、冒頭のご挨拶で、非常に感染拡大しているからワクチンの接種と感染予防対策を周知していくというようなお言葉がありました。村の防災無線でも、朝に晩にコロナの感染拡大していますと。手洗い、うがい、マスクの着用、基本的な感染対策を徹底してくださいというような防災無線鳴っているんですけれども、マスクをしていない不届き者というのは正直僕ぐらいしかいなくて、村内で村民の誰に会っても皆さんマスクしているんですよ。やっぱりそういった施設に入るときにはアルコールなんかもやっていますし、役場の庁舎の皆さんもマスクしていない人なんか一人もいないんですね。

ですから、これ以上何をしていたらいいのかなというのが僕は非常に疑問で、毎日毎日、感染予防を徹底してください、感染予防を徹底してくださいと、皆さん徹底しているんですけれども、これ以上何を求めるのかなというのがちょっと疑問だったので、そちらをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 実は、今村内で、確かな数は報告されておられません、冒頭の挨拶でも話しましたとおり、施設内ではクラスターが発生しております。

また、昨日の診療所の16人、診断を受けた中で10の方が感染をしているということが判明を、陽性だということが事務局から連絡がございました。

また、学校の中でも感染者、さらには濃厚接触者として、こども園も含めてお休みの方が、児童、園児がおります。今までは、町村ごとに感染者が開示されましたけれども、今はそれがなされないということで、役場に連絡が来る人全てをカウントできる状況にはありませんけれども、かなりの感染者の拡大が年末に起こっているという大変危機的な状況であります。

それで、正確な数をお示しするという方針から県も変わりました。保健所管内の数しか今出ておりませんが、しかしながら、村とすれば、まず、今まで広報してきた感染対策、最低限度の手法、マスク、手洗い、うがい、さらには消毒も含めて、まず広報を諦めずにやるし、皆さんはもう聞き慣れてしまっているかもしれませんが、しかしながら今の感染者のルートをとると、感染経路が分からない感染者が多いんですね。家族が感染して濃厚接触者となって、さらには感染した方というのは感染経路が分かるわけですが、感染経路が分からない、要するに今、遠藤議員が言うように、空气中感染しているんじゃないかと思うほど、分からない状況で感染をしてしまうということがあります。

しかしながら、防げることはやっぱり防げるし、感染者が出た場合の対処の仕方は前にも何度も広報で、紙媒体でも送らせていただいているところでもありますから。インフルエンザ扱いのようというわけにはまだまだいきません。

しかしながら、どこまで、年末から年明けにかけて落ち着いてくるのかというのは見守りしかありませんけれども、どうしても、今度は人との交流が非常に頻繁であります。年末年始ですね。本村の中にも、首都圏の親戚が来た後で感染したという例も聞きますけれども、そこまでの移動の自粛、規制は今のところないようではありますが、最低限度のかからない努力は、村民自らしていただかなくてはならないということがあって防災無線を流しているところではありますが、聞き慣れたということよりも、さらに注意を深めなくてはならないということで注意していただく、村民、そしてみんなで守るということも含めて、これ以上増やさない、まずそのことを祈るだけであります。

本当にこれだったら絶対うつらないなんていうことがあれば、それにこしたことはありませんけれども、我々はどうしてもうちから外に出なくてはなりませんから。議員各位も同じだと思いますし、毎日仕事場に行く、さらには学生は学校に行く、人との接触は避けられな

い状態でありますから、それも含めて防災無線を利用しているところであります。それ以上の特効策があれば、どうぞ議員教えていただけませんか。かなりの勉強をされていると思いますから、こうすれば完全に防げますよとか、そういったものあればどうぞお知恵をお借りしたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） どうすれば防げるかというようなご質問だったんですけども、それに関しては防げませんというのが私の答えになるかなというふうに思っています。

村長、先月でしたか、今になれば先々月ですか、コロナに罹患していたと思うんですけども、私、実はまだ1回もちょっと罹患はしていませんで、たまたまだと思うんですけども罹患してなくて、症状というものが自分で実体験をしたことがないものですから、村長はコロナに、東京からお戻りになった後に診療所で検査をしたら陽性だったということだったので、症状のほうというのはどんな症状だったのか教えていただけますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 11月18日に感染、陽性ということで、出張に行った帰りに喉に違和感がありまして、診療所に行きましてPCR検査をした結果、間違いなく陽性ですということで感染が判明をいたしました。

その時点では、前から喉というか風邪気味だったのでありますけれども、そんなに違和感なかったんですが、翌日に38度3分くらい出ました。ちょっと半日くらい床に入って休みましたけれども、その次の日からは平熱に下がりまして、普通の、部屋からは出なかったんですが、デスクワーク、タブレットをいただいて役場と様々な情報をやり取りをさせていただくことで、1週間平熱といえますか36度7分ぐらいで落ち着いて、私は非常に軽かったと思っておりますし。

しかしながら、その後ちょっとせきが止まらなくて、今もたまにせき込む時があるんですが、そういった後遺症が残っているかなということで、重症化は当然していません。25日に検査をして復帰をいたしましたので、そのような軽い症状であったということでもあります。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） これ、今日ちょっと持ってきたのは、名古屋の医療センターの院長さんとか、日本感染症学会の理事長なんかが出ているものなんですけれども、ここに書いてあるのは、コロナウイルスの毒性で死亡する状況では全くないということ、この名古屋の医療センターの院長が言っていたりとか、この日本感染症学会の理事長は、いわゆる普通の風

邪とあまり大きな差はございませんということが書いてあるんですけども。この人たち、やっぱり愛知で訴えているのは、そろそろ一般診療に移行を求められている時期に来ているのではないかとということで、医療機関でもある程度、コロナ感染のリスクを許容して一般診療に切り替えていかないと体制が組めないということで、専門家の人も、やっぱりこれ普通の風邪とあんまり大きな違いはございませんというふうに言っていますので。

先日、日本政府の会見も、実は最近これが取られましたね、なんか。だから、過度なそういった感染対策はもうする必要がありませんよというふうに言っているんですけども、やっぱりなかなか届かないというか、そういった現状があるのかなというふうに僕は個人的には感じています。

ですから、いろいろ本当、資料あって、これ全部言うつもりはないですけども、このワクチンを打てば打つほど感染者増加しているとかというのもありますし、これ確かにそうなんですよね。鮫川でも、ワクチン接種が始まる前は1人とか2人とか、本当そのぐらいしかコロナはいなかったんですけども、このワクチン1回、2回打って、3回打って4回打ってってどんどん進むにつれて、感染爆発という言葉使いたくないんですけども、もう感染者いっぱいいるという。これ、1回目2回目打つまでそんな、1人、2人だったよなという感じがしてですね。分からないですよ、こういったデータもあるということで示されていたんで。

これ、本当に先ほど言ったように国とか県にまたがる事業なんですけれども、厚生労働省のほうで発表しているデータなんで、僕がつくっているわけじゃないんで、コロナワクチンの接種後の状況、1,908人死亡というのがあるんですよ。これは報告されているだけの数字なので、恐らくこれの報告されていないものを含めたら5倍とか10倍とかあるんじゃないかなんていう話もあるんですけども。

この副反応報告、男性、これ重篤ですね。重篤、男性9,000人、女性1万6,000人。合計で2万6,000人ぐらいいるんですけども、この数字はやっぱり、客観的にどういうふうにお感じになられますか。1,900人が死んでいるという。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私も勉強不足で、その数字見たの初めてであります。報道されるのは、感染者の死亡数は出されておりますが、接種後の死亡というのはなかなか報道されない状況でありますし驚いております。因果関係が間違いないとは、それだけ公表するという事は間違いなくコロナ接種の因果関係があつての死亡だと思いますし。

やっぱり、住民の方々は接種そのものをするかしないか、これはやはり様々な情報がそのように手に入る時代でありますから、やはり自分の体にまず、薬もそうですね、薬。昔の東洋医学の薬草や何かと違って、薬を体内に入れるということは、自分の細胞とか持っている自分の体内の免疫力に別なものを入れるわけですから、決していいものではないと思います。一時的に痛みを麻痺させるとか、様々な進行がんの進行を妨げるとか、様々な、厚生省が認可した薬を我々は投与して処方しているわけではありますが、やっぱりその情報を住民の方々がきちんと情報を得て、自分は打つか打たないか、遠藤議員が今まで接種を打たないというのは個人の判断で、それでいいと思います。やはり打つことによつての弊害、さらには将来どうなるのかという不安なお母さん、また子供さんの接種はやらないという若い方々もおります。

私の手元にも、若いお母さんから、村では子供の接種はやめていただくようにしていただけないかという村民の声が届いております。しかしながら、私はこうお答えしております。国・県のコロナの感染防止のワクチンの接種があるという指導といいますか、方策があるということをしていただいた以上は、私たちはやっぱり住民にお伝えする義務がありますと。その先で打つか打たないかは、これは村民の方々が、特に若い方々、ご心配であればやっぱり控えるべきであるし、必要だということであれば接種をするという判断でありますから、遠藤議員言われるように、本当のこと伝わっていないのではねえかと、国は隠しているのではないかというようなことも、若いお母さんたちは懸念している声も実は聞きます。

ですから、情報化の時代であつて、あと既に打つた方々の後遺症があるかないかも、また、その死亡の数値がそれだけあるというのは驚きましたけれども、そういった確かなデータを勘案して、今後、村民は判断をしていただくしかないのかなと。

私たち行政は強制はできませんので。打たない選択、打つ選択、これは村民の方々の選択でございますので、そのようにして、皆さんのご意見はやっぱり尊重していかなければならないと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 僕、こういうこと言っているとよく勘違いされちゃうんですけども、決して打つた人のことを別に否定もしていませんし、今すぐ接種中止してくださいなんて言うつもりも実はなくて、私は、反対派ではないんです、何度も言うんですけども。かといって賛成派かというところじゃないんですけれども、その賛成派と反対派の間に慎重派というのをつくっていただけると私、そこに属するのかなというふうに思っています。

やっぱり本来は、医療行為は手術でも当然、施術するときでも、こういった治療をすることでこういった効果ありますと。ただ、もしかしたら失敗しちゃった場合にこういうふうなこと起きるかもしれないです、こういった副作用出るかもしれないです、それでもやりますかとやっぱり患者に委ねないといけないというふうに、これ法律で決められているんですね。これは難しい横文字で言うとインフォームド・コンセントというらしいんですけども、必ず医者はいい部分と悪い部分と、リスクとベネフィットなんていう言葉で言われますけれども、必ずそれを患者さんに説明して、要するに選択の自由は患者さんにあるということなんだと思うんです。

ただ、この、僕はワクチン接種というのは、もちろん、問診票にはいとかいいえということやりますけれども、ものすごく、接種するに当たって、効果あると思いますけれども、でも最悪、本当に2,000人ぐらいですけれども死んじゃっている人もいますとか、2万5,000人ぐらいちょっと重篤な副反応出ている人いますけれどもやりますかというところまで、やっぱりきちんと説明して伺わないと、やっぱり何かあったときに、こんなことになるんだったら俺やんねがった、こんなこと聞いてねえという人が出てこなければいいなというのがすごく心配なので、こういうことを言わせてもらっています。納得してやってもらっている分には全然、それは構わないんですけども、やっぱりなかなか皆さん、そこまでのことをご存じでやっているのかやっていないのかというところでした。

本村で、その重篤な副反応の報告というのは今現在ありますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その件については、担当課長から答弁させます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長です。

今のご質問ですが、村のほうにはそういった報告はございません。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） そういう報告ないということで、非常によかったなと思いますけれども、これ、例えば東白川の町村会とかで、例えば東白川郡までパイを広げた場合に一体どうなのか。そういったワクチンの何かそういった副反応でお困りの方いらっしゃるのかどうかとかというようなお話は町村会のほうで出たりすることはありますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 町村会では、議題とか話題に上ったことはございません。

埴厚生病院に、前に、今年の2月に決定したんでありますが、発熱外来を設けましたけれども、実際あそこに来る方、まず数か月の間に1桁台であったそうであります。あの当時です。2月でいっぱい発熱外来は外につくっておきましたから。県の指導もあって費用は県が出しましたということになりますけれども、しかしながら、そういったワクチンで副反応とか様々な重篤というか、大変な思いされたという話は今のところ聞いておりません。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） もし、万が一やっぱりそういった話があるのであれば、発熱外来をつくったときのように、そういった後遺症で悩む方のプラットフォームをつくるべきなのかなというふうにも考えています。ほかの自治体でももちろんできているところもありますし、町村会でも、なければもちろん結構ですけれども、あった場合にそういったものをセーフティネットというのは必要なのかなというふうに感じましたので、お伺いをさせていただきました。

なんか日本の死亡数がすごい上がっているというような話がずっとあります。ここ一、二年、ものすごい増えていると。11年前に東日本大震災があって、あのとき津波関係で恐らく2万人以上の方亡くなったと思うんですけども、そのときに亡くなった方の数よりもここ一、二年多いというような話もあります。大きな災害とか特になかったんですけども、そのときよりも多いというのが、これはやっぱりどうして亡くなっている方増えているのかなというようなことが話題に上がりますけれども、本村の場合は、過去5年間において死亡者の数、推移、どのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その数値につきましては、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長です。

ただいまのご質問ですが、5年前ぐらいからでよろしいでしょうかね。

○3番（遠藤貴人君） はい。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） では、申し上げます。

基準日につきましては、1月1日から12月31日までの1年間ということでお話しします。

平成30年、こちらにつきましては64名。令和元年が59名。令和2年が53名。令和3年が65名。令和4年につきましては11月末までというところでの数字を申し上げます、60名という

ことでなっております。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 過去5年間の数字、ありがとうございました。大体、50件台から60件台で推移しているということで、本村においてはおおむね、大体60前後の死亡者数ということですので、特段増えているということはないのかもしれないですけども、もともとのパイがやっぱり3,000人ということで少ないので、1人、2人というのは非常に多いとは思いますが、この数字を聞くと同じような数なのかなというところではあります。

実は、そのワクチンのフェーズ、場面、ちょっとやっぱり2年近くやっているんでちょっと変わってきてまして、恐らくこれからコロナワクチン接種後に亡くなられた方の遺族12人が遺族会を結成し、記者会見を開いて、今後は集団訴訟も検討されているというようなことです。先ほども申しましたけれども、ワクチン接種後の死亡事例は1,900人以上に上っておりまして、国もようやくここに来て、接種後、長引く体調不良について実態調査を計画し始めたというところでもあります。

ですから、何度も言いますが、何事もないというのがこれは一番ベストですけども、何かあったときにそういったことに対応できるものを話し合うこと、非常に大事じゃないかなというふうに思いましたので、今回の一般質問させていただきました。

最後に、これは全国有志医師の会ということで、医者の方が出されたこの文書をちょっと抜粋して読ませていただきます。去る10月5日、厚生労働省の食品衛生審議会において、生後6か月から4歳の乳幼児を対象としたファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンが特例承認されました。さらに11月7日、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、乳幼児への新型コロナワクチン接種について努力義務を課すことが了承されたんですね。

以上の経過に基づいて、10月24日から乳幼児に対する新型コロナワクチンの接種が、準備の整った自治体から順次開始されますということで、その準備に向けて、村長からも接種する小児科医がなかなかいないんだというようなお話もされましたけれども、乳幼児に対するワクチン接種について、ここ大事だと思うんですけども、アメリカ、カナダでは接種事業が認められ、イスラエルではハイリスク児に接種が推奨されていますが、そのほかには、この年齢層、生後6か月から4歳に対するワクチン接種を認めている国はありません。また、アメリカでは5歳未満のワクチン接種率は1%台という現実です。つまり、世界では乳幼児に対して新型コロナワクチンをほとんど接種していないということです。

厚生省の統計ですけども、子供たちは新型コロナウイルスに感染してもほとんど重症化

せず、オミクロン株に至ってはインフルエンザによる被害よりも小さいことが分かっています。2022年10月7日、ワクチン副反応検討部会資料によると、5歳から11歳までの新型コロナワクチン接種率は約22%です。しかし、既に同年齢の新型コロナワクチンによる副反応報告は119人。重篤者30人、死亡は2件に上っているようです。

ですから、僕はこの、1人でも2人でも普通亡くなったら、すぐに国はワクチン接種の中止をしなければいけないと思うんです。過去には、最近だと子宮頸がんワクチンなんか、始まって2か月ぐらいで、これちょっとやばいぞということで中止になったという経緯もありますけれども、この新型コロナワクチンだけはなぜか、こうやっているような問題が出てきてもそのまま押し押せでずっとやってきていますので。

こういった事実をぜひ知っていただきたいという思いから、今回取り上げさせていただきましたけれども、何度も言いますけれども、もちろんこういった事実も知った上で接種したいという方には滞りなく接種をするべきだと思いますし、今回の議会にも5,000万ぐらいの予算が上がっていましたが、それはそれとして、当然、自治体としては進めていただきたいなというような思いでございます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

特定地域づくり事業協同組合制度についてです。

村の美しい環境を守り、次世代に受け継ぐため、持続可能な取組の実現として、特定地域づくり事業協同組合の立ち上げが提案されました。深刻な人材不足で継続を阻まれている事業者には有効な手段であり、組合の運営に特別交付税の措置がされることは有利な制度であると感じています。

しかし、説明会にちょっと私も、事業者さん向けの説明会に参加させていただいて説明を伺いましたところ、組合の発起人に4事業者以上が必要なこと、土木建築業が組合に加入できないことなどをそのときに私は知りました。これらは、設立に向けての大きな障壁になると感じました。

また、将来的には環境公社にまでつなげていきたいとの説明がそのときされましたが、以下の点をお伺いいたします。

環境公社にまでつなげていけた場合、公社1つになるのか、公社と組合2つになるのかをお尋ねいたします。

環境公社にまでつなげていけた場合、土木施工管理技士を1名置く必要があるということは、業務が村内の建設業者と競合してしまわないかをお尋ねします。

組合のメリットとして求人の手間が減るとありましたが、村内事業者の求人情報を村のホームページと連動させることはできないでしょうか。

基幹産業を農業とするなら、農業に特化した組織を立ち上げることは検討されていますか。以上、お尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員の2つ目のご質問、特定地域づくり事業協同組合制度につきましてお答えをいたします。

初めに、①の特定地域づくり事業協同組合と環境公社が将来1つの組織になるのかとの質問ですが、現時点では未定であります。村の基本的な考えとしましては、民間でできることは民間のお力をお借りすることとしております。草刈り等による環境維持につきましては、これまでもお願いしてきましたシルバー人材センターのほか、将来的には民間事業者や草刈りボランティアなどのお力もお借りしながら進めてまいりたいと考えております。

その上で、特定地域づくり事業協同組合につきましては、地域の人材不足を解消するために人材派遣を行う組織となりますので、仮に設立された場合においては、構成員たる組合員の皆様の職種や考え方を確認し、全体の状況を見ながら意見交換を重ね、村としての方向性を決定する必要があると考えております。

次に、②の環境公社の業務が建設業者と競合してしまわないかのご質問についてですが、先ほど申し上げましたとおり、民間にお願いできることは民間にお願いすることが基本でありますので、仮に環境公社を設立する場合には、その在り方についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、③の村内事業所の求人情報を村ホームページに連動させることはできないかのご質問についてですが、仮に特定地域づくり事業協同組合が立ち上がり、組合で派遣する職員を募集する際には、村ホームページや広報紙においても広報してまいります。

なお、現在村ではホームページにおいて、ハローワークの新着求人情報を掲載しておりますが、新着求人情報は2週間に1回更新されるために、継続して募集している案件については直接リンクを貼れない状況であります。今後は、村の求人企業や関係団体と連携を密にすることで新着以外の求人情報についても掲載できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、④の基幹産業を農業とするのであれば、農業に特化した組織を立ち上げることは検

討しているのかというご質問であります。特定地域づくり事業協同組合につきましては、法人かどうかにかかわらず農業者も組合員になることは可能であります。仮に、農業者のみで構成されることとなれば、農業に特化した地域づくり事業協同組合が立ち上がることになると思われませんが、業種には林業、さらには福祉、様々な業種がございますので、現在、関心を示している事業所の皆様に理解の上で会員になっていただきながら、幅広い人材の有効活用といいますか働き口のご紹介も併せて紹介できる組合でありたいと考えております。

以上で、遠藤議員の2点目の質問の答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 先ほど、私参加させていただいたと言わせていただいたんですが、そのときに頂いた資料で、今、シルバー人材センターからどんどん、将来的には事業協同組合を経て環境公社というような形で、ここにこう1つに並んでいたもので、私、1つになりますか、2つになりますかとかというような質問をちょっとさせていただいたんですけども、ちょっと、これあくまでも民間の委任というのも必要ですし、そこに交付金が措置できるということで、これはこれとして、民間ありきなんで、そこに行政が支援していくというだけなので。

これは、うまく発足して立ち上がってくればいいなというような思いはありますけれども、行政でできることはやっぱりあるのかなというふうに思っています。11月の村の広報、それに僕すごく、非常にいいネタというかいいテーマ書いてあったなと思って読んだんですけども、学校給食のことですね。学校給食米をお作りになられている方がこの庁舎の中にもいるかと思うんですけども、七十数%でしたか、学校給食のその、すばらしいなと思いました。

せっかくそう書いてある、その生産者の方のことも書いてありましたけれども、食べることすごい大事なんだと。全く僕そのとおりで、医食同源という言葉あるんですけども、医療も食事も本質的に同じで、どちらも大事なんだということなんです。本当にそのとおりだと思っています。しかも、僕なんか今日、お昼ご飯なんか何も考えずにお弁当食べちゃいましたけれども、やっぱり子供の1食と大人の1食は多分全然違うだろうなというふうに。

子供はやっぱり体とかつくっていく、発達の段階での1食というのはすごい大きいだろうと。そこにやっぱりいいものを食べていただくというのは非常に大事なことで。ぜひこういった無化学肥料とか減農薬、こういった農業をもし奨励していくというようなことで、やっ

ぱりこう何かそういった大戦略みたいな、そういったものが僕は必要かなというふうに感じているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほどは関根浩治議員の質問にもありました、みどりの食料システムということで、化学肥料、また化学農薬を減らして、そして有機質で作物をつくる、それには国も税制措置を講ずるということではありますが、我が村は約20年前からそういったバイオマス・ヴィレッジ構想を打ち出しました。豊かな土づくりセンターを先駆けて作りまして、畜産農家から出る糞尿、それを見事に有機質堆肥につくり変えるというシステムが出ております。今さら国はそのような方針ではありますが、本村は先駆けて時代の流れを先取りしながらそのような循環型農業を確立していることに、やはりここではたと我々も気づき、さらにはこれを推進していかなくてはならないなと思っております。

ただいま議員のほうから子供の食育大切だし、口に入るものの安全性、これは非常に大切なんだということであります。埼玉県に小川町というのがありまして、そこにも有名な無農薬で栽培していた方、有名な方がこの前お亡くなりになったようではありますが、小川町でもそういった活動をしていて、無農薬とか自然栽培の農法を取り入れている地区に若者が今殺到しているんだそうです、研修生として。

ですから、うちの村が今やろうとしていることと、それからあと、これから特別栽培米を一生懸命作っているグループもおりますし、あとお米、そのほかの方々も食味を上げると。食味を上げるだけでなく、やはり安全な米を提供する。

3日前の農業新聞に出ておりました。全国でもドジョウが生息する田んぼでの稲作とか、カエルとか、それから様々な昆虫が生きられるような環境の中での米作りという大きな見出しでありました。うちの村も、平場となかなか収量等では挑戦できません。環境非常に悪いものですから。そういった切替えが必要かと思えます。手・まめ・館を含めまして、今年度、来年度、思い切った、食味があるだけではなくて、米農家の皆様方と協議しながら、付加価値をつけた、そして鮫川米が高く取引できるような、そのような切替え時期かなということでも新聞の記事も読みましたし、今、遠藤議員からも再質問あった内容を聞きまして、食育は大事だなと。

それから、安全性が高い米をきちんと、食料、野菜も含めた農畜産物も含めて、それを村として特化して広報していかなくてはならないなということで、今、質問を受けて感じているところであります。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） そういったものを既にベースというか、そういったことに取り組みられている方が村内にいらっしゃるの。基準を設けて、今言ったように無化学肥料とか減農薬などの栽培方法でお米を作っていただいた農家さん、僕これ村で買ってもいいんじゃないかなというふうに思っていて、米を。1俵2万円でもいいですし2万5,000円でもいいと思うんです。これ、買い受けたら、米でご商売されている方とかJAさんとかとはちょっと調整は必要かもしれないですけども。

ただ生産者とすれば、この基準満たせば1俵2万5,000円で買ってくれるのか、じゃ俺やってみようかなという人、恐らくやっぱりいるんじゃないかなというふうに感じるんですね。今は、鮫川村の学校給食だけですけれども、例えばその買い受けたお米の行き先というか出口ですよ。

それ、例えば非課税世帯に燃料費高騰とか、それから生活困窮ということでお金お配りしたと思うんですけども、お金も非常に軽くて便利でいいとは思いますが、そこにやっぱり1枚かませると、またこう面白味も増してくるかなというふうに私は感じていました。その買った米を、そういった方々に1年間分お配りするとか。そうすると、食うものがあるという安心感は僕すごいあるんじゃないかなというふうに思っていて。やっぱりお困りの方は、米だけはあるというのはすごい安心なのかなというふうを感じるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 付加価値をつけるということよりも高く売ることだけじゃなくて、やっぱり安全な、そういった特別栽培米、低農薬米を村が保有して、お困りの方に配布する、これいいアイデアだと思います。お金でもらえばもっとうれしいのか、最低限度の米、食料をいただければうれしいのかは調査する必要があるかと思いますが、そういった村の方針、農業に対する施策を表に出すということも必要だと思います。

それと、今ふるさと納税で湯川村は非常に、1億円、2億円ぐらいお米で売っておりましたが、この前村長にお会いしまして、道の駅まで行って村長にお会いしてきました。会津道の駅は湯川村なんだね。そこで村長に聞きまして、どうですかと言ったら、去年は8,000万ぐらいまで落ち込んだそうです。ふるさと納税、お米が。全国どこでもやっぱりおいしいお米を納税で出しておりますが。

しかしながら、本村でもそういった特別栽培米プラス食味があったり、一度食べてもらえば分かりますから。そういった特別、健康志向に関心のある方とか、安全性を求めている方には間違いなくふるさと納税でもお使いできる商品が、受け皿ができれば、また納税額の返礼品の受け皿が高くなると思います。

今、非常に人気があるのは、まきなんですね。11月、12月で、今年の夏からまきを納税に入れましたけれども、非常に皆さんから安いと言われているんですね。1万円で25キロ、箱に入れて送るんですが、これ非常に安いぞと言われていますが、担当者も、いやこれ安過ぎましたかねと言っていますけれども、非常に人気あります、まき。堆肥もふるさと納税に入っておりますが。堆肥は若干ですが、やっぱりまきが非常に納税として今人気があって、年度内に締めるわけですが、11月だけで約100万近く納税がありましたから、明日もまた大口の納税持っていただく方が来庁されますが、年度末には約1,000万近くまで到達できるのかどうか、ちょっと期待はしているところであります。

今後、またご提案いただいた安全性の高い米、これも視野に入れながら生産者の米農家の方々と相談しながら確立、構築できればいいなと、そのように考えております。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 学校給食で今使われていると。それを生活、非課税世帯とか、それから子育て世帯なんか。どこにお配りするかというのは議論はあるかと思っておりますけれども。

我々の食料自給率は恐らく、鮫川ですけれども、きっちり調べたことないですけれども、恐らく70%とか80%とか、下手したら90%ぐらいあるのかなというふうに思っているんですけれども、皆さんやっぱり、自分でお作りになったものを自分の口に運んでいますので、非常に食料自給率、間違いなく日本の三十何%という食料自給率よりは高いだろうなというふうに感じています。ただ、一方で、東京とか大阪とか大都市、恐らく1%未満なんだろうなというふうに思います。

最近ですと、やっぱりオーガニック給食なんていうものに取り組んでいる自治体もあります。オーガニックというすごい定義がいろいろあるんで、簡単にオーガニックとまとめちゃいますけれども、そういった食の安全とかそういったものにこだわっている自治体もありますし。それ、僕、そのオーガニックだけにとどまらず、恐らくこれから、今はお金を出せば食べ物買えるんですけれども、恐らく僕が生きているうちに、お金出しても多分食べ物買えない時代が来るんじゃないかなというふうに思っています。

だから、そうなったときに作れるだけの田畑が残されていることが非常に重要だなという

ふうには私は考えていまして。さっき、東京、大阪というお話ししましたがけれども、一つの市ですけれども、学校給食で減農薬のお米を使いたいということで、その自治体1キロ700円で買っているらしいです。ただ、これは700円というのにはからくりもありまして、輸送のコストとか、それから管理、備蓄しておくとか、そういった全てのコストも含めて1キロ700円で取引させてもらっているとおっしゃっている首長さんいらっしゃいました。もっと安く作れるんだったら僕に紹介してくださいなんていうこともおっしゃっていましたけれども。

だから、これからそうやって、鮫川の農地はもちろん限られているんで、あっちもこっちもというわけにはいかないと思うんですけども、恐らく一つのそういった自治体ぐらいだったら結べるところは結べるのかなというふうに思いますし、そういったところで、学校給食は使う数量が、当然1年間で何トンというふうに決まっていると思うんで、そういったところに当て込んでいければ、これ一つ、米作りをしている皆さんの支えになるのかなというふうな感じがしましたので、お伝えをさせていただきました。

その件に関して、私も、この農業に特化した組織を立ち上げることということで、組合が農業者だったらそうなるんじゃないですかというようなお話ありましたけれども、もちろんそうだと思うんですけども、それとはまた別軸で、耕作放棄地増えているというようなお話、常々あります。だから、本当に山あいの沢の奥の奥の田んぼは、もう捨てるしかないというような覚悟で、その代わり、沿線沿いの水田は耕作して、村長おっしゃるように田園風景を保つとか、そういった取り組み。

あとやっぱり、整理ですよ、結局。ここはもう耕作放棄地だけれどもここはもう山に戻していくしかないとか、ここは作っていこうというような、そういうエリア分けみたいなのも必要だと思うんですけども、そのエリア分けはいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 耕作放棄地、村内くまなく見させていただいておりますが、まず耕作放棄をされている水田というのは、まず条件がよろしくないということがありますけれども、今、全ての耕地を再生するというのは非常にハードルが高過ぎます。農地を今林地化とか、農地を林地にするという国の方針も出てきておりますし、今、遠藤議員言うように、最低限度、幹線経路の村道、本村の主軸となる道路沿線の放棄地も実際ございますから、そういった放棄地を再生するということには、当然所有者の承諾も必要ですし、また、機械力が必要であります。

今度、新しく作ろうとしている事業協同組合の能力ではなかなか難しいと思いますし、さらにはサーバーセンターで、お願いすればきれいになるかもしれません。一定の予算が必要であります。ですから、美しい村づくりに特化した事業なるものを創設しながらも、予算化しながら計画的に地権者との協議を重ねなければなりません。地権者が本来であれば管理していくべきであります。その所有者が今いないところもあるかもしれませんし、手が及ばないというところは、これからゾーン分けはする必要があると思います。

それと、今新年度やろうとしているのは、村の公道筋、村道、林道筋の支障木、それから集落で管理されているのか否かという調査をすることとしております。それらの調査の結果、ランクづけをしながら公開して行って、緊急性の高いところ、あと村の所有であるのり面等の支障木の伐採も含めて、景観を守っていききたいなと思いますから、その中にそういった景観を損ねているような遊休農地、公開しているところの解消も含めて、計画を持ちながらもゾーン分けをする必要があるなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 先日、全協のとき、環境公社の方向性についてということで資料を頂きました。いろいろ事業の内容が書かれておまして、必要経費4,700万円以上を見込むというふうに書いてあります。

私は、お金も使っているというか、お金、この金額に本当に、以上のやっぱり効果というものがあるならば、それができるのがまさに行政だなというふうに思っていますので。お困りの方に補助金というのも、それはもちろん一つだと思わすけれども、何かそういう、その場しのぎではなくて、やっぱりさっき言ったように大戦略を持って大きなお金、何千万、何億円というお金を投資しても、それだけの効果を生める事業であれば、それができるのは、僕は行政だと思っています。ぜひ、そういった大戦略を掲げて、大きなお金、俺に使わせてくれというようなことで、ぜひ、基幹産業が農業だというふうに皆さん共通認識あるんで、農業に特化できるような事業をぜひ構築していただきたいなというふうに考えております。

以上で、今回の一般質問終わらせていただきます。大変長丁場になりました。ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 令和4年第8回定例議会において、2点について。

この問題は何度も質問している問題ではありますが、私的に動きが感じ取れないものですから、再度質問させていただきます。

1点目、中心市街地の活性化策についてお伺いいたします。

高齢化、後継者の流出に伴い、空き家の増加、空洞化が進む中で、何の手だて、対策もしなければ、ますます空洞化が危惧されます。

特に、中心市街地の現状は、近い将来を考えると深刻であり、村の中心地が限界集落になり得る状態です。この問題は、何度も村当局に提起しているが、一向に村の方向性が見えてこないのが現状であると思います。早急な手だてが必要と考えますが、現状どのようになっているのか、村長にお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の1つ目、中心市街地の活性化策につきましてお答えを申し上げます。

本村の中心部には役場、公民館、保健センターなどの公共施設や、村民保養施設さざり荘、村民の店すまいる、郵便局や農協など、村民の生活に欠かせない施設が立地してあります。その一方で、議員ご指摘のとおり、高齢化や後継者の村外転出に伴い、空き家や空き地の増加、空洞化は進んでおります。

また、限界集落にもなり得るのではないかとの危惧もご指摘いただいておりますが、中心地域の集住を促す、集まって住むことを促す施策は、効果が表れなければ大きな都市部への人口流出につながり、より厳しい過疎化への道に進むことになるとの識者の意見もありますので、十分な論議と検討を重ねる必要があると考えております。

村としましては、今後は中心地域の活性化や、先ほど前田武久議員の一般質問にもお答えしましたとおり、公共施設の集約や用地の問題を含めて明確化し、有識者による協議の場や若者を含む村民などによるワークショップなどを開催し、住民参加の下で、魅力ある地域づくりにつなげていきたいと考えております。

以上申し上げ、宗田議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） この問題は、令和3年6月定例会でも昨今では質問しています。そのときに、村長の答弁では「職員の横断的な連携と住民参加の活性化協議会を開催し、活性化に関わる拠点整備計画を策定してきた。また、今後は加工場などの既存移設、舘山公園と児童公園との併設などを考慮し、連携が取れるような中長期的な計画も必要と考える」という答弁をしております。

そこで、活性化に係る拠点整備計画の中身を示していただきたいんですが、これは、第4次振興計画の中にうたっているものなんですか。お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 議員おただしの、毎回この中心地の活性化につきましては幾度となく質問をいただいているところでありますし、第4次振興計画、そしてまた人口ビジョン総合戦略の中にも、中心地の活性化はうたっております。

具体的な、それでは何をどのように具体的に進めるのかということは、今年の施政方針の中にもうたっておりましたけれども、さらに次年度の事業方針の中に2つ目の項目として掲げさせていただいております。

先ほど答弁しました1点目は、村づくり、人づくりの精神であります。大見出しであります。

2点目は、総合的公共施設の中長期計画の着手を指示しております。この内容は、村は令和3年3月に鮫川村庁舎等個別施設計画、令和4年3月に鮫川村公共施設総合計画を策定したと。各計画の調査により、公共施設等の耐用年数や年度別経費は試算されました。これらの計画の調査データを参考にしながら、公共施設の整備及び更新、さらに解体や処分計画、そして総合的な施設の配置等の検討などなど、中長期計画の検討が必要であると。その手順として、各課がまず所管する施設の現況調査を経て、素案作成。さらに全体の原案を策定し、議会、関係者、団体、村民、学者や有識者を含むにおいて協議して、原案をテーブルに載せて、住民参加の計画案を策定すると。

また、年度別の整備計画を元に財源確保、または財政計画を立てて、計画的な自治体経営を推進することとするということで指示をいたしました。

1番として、各課内において所管施設の現状把握と将来的修繕、方針、解体の検討、2番目として、各課内において所管建設の耐用年数と年度別事業の工程検討、総合的な公共施設の整備、インフラ整備の原案作成、財政計画も含む。議会、行政区長、関係団体ほか、学識者との協議、その他公共施設の集約や用地の選定については検討委員会の設置をもって協議

し、第5次振興計画につなげるものとしております。

これは、各課のヒアリング、10月の当初に各課の検証、それと新年度の事業計画に合わせて指示を出させていただいたものであります。村の中心地の活性化、これはごもっともであります。

しかしながら、村全体としてのランドデザインも必要でありますから、その中での中心地の位置づけ、さらには館山を核とするもの、今動かせない役場、それから直売所の後から建設されたトイレ、そして加工所、喫茶室も含めて、どのように活用していくかというのは、ランドデザインをしながら、思いつきではなくて、個々、点々だけの改修ではなくて、あとまた、広畑、道少田地区には、この後で質問がありますけれども空き家もあります。危険度の高い空き家もございます。地権者と、所有者と協議の上、所有者の居所が分からない建物がございます。ただ、放っておくわけにはいきませんから、今後またそういったランドデザインを総合的に勘案して、魅力ある芸術性の高い中心地活性化にできるだけお金をかけないでやる方法も一つありますが、やはり計画性を持って、年度計画を持って、一定の予算はかかりますから、それをもって新年度以降推進していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 確かに、村全体を考えたランドデザイン、これは必要ですね。必要だと思いますけれども、現状、今まで計画をもって政策を進める中で、それが中身を見ると、今、中心市街地はどんどん高齢化が進み、空き家が増えて、そして館山を何ぼ磨いてみたら、周辺が荒廃だらけになっちゃったら何の意味も私は、村の活性化にもつながらないと思います。

村の魅力というのは景観の維持であって、人間味であって、それが私は鮫川村のいいところなんだろうと思っております。その景観が全然維持できない。村長ももう来年で1期が終わるんですよ。そういう中で、現状全然動きが。

計画は確かに分かりますよ。私も計画を持っているのは分かるんですけども、もう動かないと、ますます荒廃、そして住む人が負の連鎖で、隣がいなくなれば私らも住めない、そういう感覚の人がいっぱい今、中心地に、私の耳に聞こえてきます。そういう状態の中で、いち早く対応しなかったら大変なことになるだろうと私は思っておりますので、その点について再度質問します。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問ありがとうございます。私もそのように思っております。

計画には、基本的な考え方、理念が必要であって、そしてまずはどのようなまちづくりにするのかというランドデザインが必要であります。私どもが一生懸命考えるのと、また専門の方々が考えるものでは差があると思いますけれども、まずは村民の方々も交えて中心地の活性化をどうするか。

それと、指示書の中にも書いておきました。有識者といいますか、そういったまちづくりにたけている方、本村にゆかりのある方もいらっしゃいます。そういった方々の知恵も借りながら、まずは村の中の現状把握を、これは職員でもできます、現状は。ただ、その先に進む上で、どのようなデザインをするのか。

これは私たち、過去に宗田議員も視察したかと思えます、山形県の金山町を私ども視察しました。あの金山町は、それこそ有識者というか外国の学者を先導に入れて、町づくりを見事につくり変えております。ああいったまちづくりの補助金は今、あまり見当たらないそうではありますが、国・県の補助金をうまく利活用した中で、皆さんとともに。コンサルが一方的につくるまちづくりでは駄目です。村民の方々が、本当に皆さんの、何が欲しいのか、休むところが欲しいのか、喫茶室が欲しいのか、さらには村民の方々が今、公民館では個展をやっておりますが、ああいった方々が展示するところが欲しいのか、そういったところを含めて、今後考えていきたいと思えます。

非常に、動きが見えないと言われても、これは全くそのとおりでありますから、そのような指示をしながらも、再度、ちょっとおしゃれな芸術性のある地域づくり、そしてまた、村全体をランドデザインをする中での、中心地の活性化のためには何ができるかということも併せて検討してまいりたいと思えます。

毎回、同等の、同様な質問、再質問をいただいて感謝申し上げたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 令和4年12月5日、福島民報に掲載されました。地方創生推進交付金というのが、これは村で今回辞退したようでございますが、この中身、ちょっと読ませていただきます。「交付金の活用に向け庁内で事業案を検討したが、先進性などを求める要件の厳しさや事業費の2分の1負担の大きさなどから申請を断念した」となっております。村です、ね、これ。これが掲載されています。

この、例えば2分の1が国から補助、補填されるわけなんですけれども、その残りの2分の1は段階的に交付金などから削減するという、この交付金です、ね、これ。こういうのを

利用して、何でこれ、これだけのいいものがあるのに断念したんですか。

あと、県にどのような要望を提出したのか、申請したのか、それもお示し願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 交付金は手挙げていますね。地域創生交付金は。

この新聞の記事の根源は何だということなんで、総務課長、答えられますか。

○10番（宗田雅之君） これ、新聞間違っ……。

○村長（関根政雄君） あります。私も目を通しました。非常に使い勝手が悪いという言い方で書いてありますが、取材受けたのは、私もちょっと取材を受けておりません。どこからこの情報出たのかなということは、私も副村長から言われて、あれ、これ誰答えたのかなということでは認識はしてはしておりますが。

どちらにしても、有利な交付金は、新年度手を挙げたのは何でしたっけ。

○副村長（鈴木大介君） 地方創生推進交付金は手を挙げる予定でございます。

○村長（関根政雄君） じゃ、その内容につきまして副村長、答弁できますか。

答弁させます。

○議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

○副村長（鈴木大介君） 議員おただしの地方創生推進交付金につきましては、基本的に国から2分の1の補助といいますか支援がいただけるというものでございます。

それで、来年度につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金というふうに国のほうで名称を変えまして、いわゆる地方創生交付金、これはソフト事業に使えるものでございます。あと、地方創生拠点整備交付金、これハード事業に使えるもの。あとデジタル田園都市国家構想推進交付金ということでデジタル関係に使えるもの、これが一本化してデジタル田園都市構想国家交付金というものになるものでございます。

こちらにつきましては、地域再生計画も含めまして、来年度手を挙げたいというふうに今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 使い勝手が悪いという話も出ていますけれども、全国区、市町村で全体の55%が申請して活用している事例もあるんですね。だから、使い勝手が悪いんだか、村のほうで申請の内容、そういうものに特化した職員がいなかったのか。例えば、先ほども

質問したように、県のほうにどのような申請、要望書を出したんだか、それを後でも結構ですから示していただけないでしょうか。

○議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

○副村長（鈴木大介君） お調べして、後ほどお渡ししたいと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひともお願いします。本当に、村づくりは確かに、私も前に果物に例えて質問したことあるんですけども、リンゴでも梨でも、トマトでも真ん中からみんな駆逐しちゃうんですよね。周りから駆逐するやつもあるんですが、ほとんど中心から駆逐していくんですよ。中心地が駆逐したら、これは村全体に影響を及ぼすもんですから、ぜひとも早い対応をお願いしたいと思います。

それでは、2点目に入ります。

空き家対策について。

これも何度も質問しています。空き家が年々増加する中で、その対策である所有者の確認、所有者が確認できる中での対応が遅れることにより、将来の村づくりに大きな影を落とすこととなります。

現状、空き家バンクの現況と所有者の確認、話合いの現状は。この問題も何度も質問しているが、対応策への動きが感じられないので、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の2つ目、空き家対策につきましてのご質問にお答えを申し上げます。

現在の空き家バンク登録は、令和4年12月5日現在で物件数が5件、利用登録者が24名、契約件数は2件となっております。利用希望者には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団での内覧はしておらず、1組ずつ対応させていただいている状況であります。

今年度におきまして、空き家や移住に関する業務を担っていただくべく、地域おこし協力隊員を募集しましたが、採用に至らず現在に至っております。空き家の増加につきまして、議員おただしのとおり、全国的な課題とされているところでもあります。本村も例に漏れず、空き家は増えている状況にあります。

空き家とは、おおむね3か月以上住んでいない状態がうかがえる住宅を示しておりますが、

空き家の所有者の確認は、固定資産台帳の閲覧、または近隣住民の聞き取りなどから行い、福祉サイドからの情報提供も重要となってまいります。実際に、住んでいただく方が亡くなった際には、相続人から住宅について村に相談がある都度対応しておりますが、空き家となる場合には基本的に取壊しのお願いをしているところであります。

空き家は、あくまでも個人の資産であるために、村といたしましては相談があった場合は広報などで管理や取壊しのお願いを、今後も引き続き根気よく対応していくしかないと考えております。親族が集まった際に、空き家の今後について話し合う機会になればとの思いから、村の広報1月号と7月号、8月15日の広報お知らせ版にも記事を掲載しているところでもあります。他の町村では、危険度の高い空き家などを行政代執行によって取壊しを行っているケースも見受けられますが、所有者からの負担金がなかなか納入されない状況も伺います。今後の村の施策を進める中で、財政状況を鑑み、その方向性を検討してまいりたいと考えております。

また、有識者による協議や若者などによるワークショップなどを開催して、住民参加の下で空き家についても検討していただき、そのご意見を参考にして施策展開してまいりたいと考えております。

村では、今後も村民の皆さんの村の将来のために様々なご提案をいただき、村民の幸福度の向上の実現に向けて住民主体の村づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、宗田議員の2つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 空き家バンクに登録されているうちは、もちろん管理者である地権者が基本的に担うものであると思いますが、その管理ができていくかどうかは、空き家バンクに登録されている以上は、私は行政で監視すべきだと考えますが、現状、どのようにしているんだかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 空き家バンクの現状につきましては、総務課長、お答えできますか。

答弁を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 総務課長、渡邊敬君。

○総務課長（渡邊 敬君） 空き家バンクに登録している物件の管理の状況というおただしかなと思います。基本的には、現状での引渡しということで周知をしているところがございますので、村として何らかの管理的なものをしているということはないということでもあります。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君）　そこが私はおかしいと思うんですよね。空き家バンクに登録しているんだから、そのうちを、村もできるだけ空き家をなくすために、そしてそれだけの価値のある建物だったら、これはもちろん地権者が管理するのが当たり前ですよ。

ただ、村外から来た人が、そのうちを借りたいと見に行ったときに、中には物がいっぱい、周りは木々がぼうぼうと生えて、そんなうち、村外から来た人借りますか。

総務課長、答えてみてください。総務課長なら借りますか。

○議長（星　一彌君）　誰指名ですか。

○10番（宗田雅之君）　じゃ、村長で。申し訳ございません。

○議長（星　一彌君）　村長。

○村長（関根政雄君）　今、総務課長が答えましたとおり、現状での判断をさせていただいております。最近、富田に1件お借りした方もおりますが、大変な、中に荷物があつたとお聞きしておりますが、それを見ていただいて、そこまではご案内すると。そして、また現状を見て、その周りの荒廃しているものとか中に置いてあるものをどうするかというのは、家主さんと相対でお話をして、今回もお借りいただいたということでもあります。

その前の富田にもう1件、2年前に住まわれた方は、中にあつた家財道具、そういったものは全て借主のほうで処分しますという条件でお借りしたようでありますので、村がその周りの管理とか、草を刈ったり、うちの中にある、残していったそういったものまで村が管理、整理するという考えはございません。

借りたい方の案内、それで現状。ただ、住むまでの経費、どちらがと、家主さんが片づけるのか、借りた人が片づけるのか、そこにお金が多分発生すると思いますから。そういったところまで含めて。

ただ一つは、やっぱり職員も現地に案内した以上は、そこで家主さんとただ話してくるのではなくて、何かお困りごとがありましたら、村のほうにどうぞご一報いただけませんかという、そういう案内が必要だと思います。来年度以降は、移住定住を充実するために移住コーディネーター、これを設置したいと思っております。職員が通常の事務の傍らではマンパワー不足でありますので、移住定住に現地をご案内できる専門の職員を雇用してでも、そういった、今後増えつつありますね、移住定住はどんどんと増えて、問合せが高くなります。そしてまた、村の空き家も、議員おただしのように年々増えておりますから。

実際、登録をされたうちも、実際この11月、12月にかけて空き家をこの価格で売りたいというような村民の方もございますから、丁寧に。やっぱり村を見に来る方というのは、鮫

川村のどなたがどのように接したかとか、そしてまた職員がどのように丁寧にお相手したかというところでその村を診断していきますから。そこを注意しながら、今後も対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 本当に村長の答弁したとおりなんですよ。結局、村で空き家バンクに登録しているならば、もちろん村のほうで監視して、買いたい人があれば、何も行政でやれと私は言っているわけじゃないんですよ。その地権者に働きかけなきゃなんないですよ、一番最初に。働きかけてもできないときには、それなりの対応というのは私もあると思いますよ。まずそれをやらなくちゃ駄目でしょうという話でありますので、今後ともよろしくお願ひします。

あと、中心地の活性化策、さっきもやりましたけれども、中心地の空き家の問題です。特に、道路沿いにある空き家、これ固有名詞は私避けませうけれども、場所だけ指摘します。まず湯座理容さんと社屋さんの間にある建物、あと、すまいるの道路挟んだ脇の建物、これは道路のそばに建っています。この建物がもう今にも、駆逐しそうな建物でございます。これ万が一、この建物が壊れて通りすがった人だとか車に当たった場合、これの責任というのはもちろん地権者にかかるもんだと思いますが、その地権者が支払い能力がない場合。例えば、施設に入っちゃったとか、そういう方の場合、これどのような対応策を村として考えているんでしょうか。

もし、支払い能力が相手になかった場合、その傷害を受けた人だとか車だとかの人は本当に泣き寝入りになるような状態だと思いますよ。それで、施策もきちんと立てていかなきゃならない現状であると思いますが、村長、答弁お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 2件の例を挙げていただきました。間違いなく危険度の高い建物であります。今の農林商工課長、前地域整備課長の時代に、あそこの、人が入れないようにということで役場が、これは家主さんの了解を得てですけども、職員が行って中が見えないように戸締まりとか、人が入れないようにしてきた経過がございます。

どちらの家屋においても危険度の高いものでありますが、持ち主さん、家主さんが明確になっております。今後また、引き続き家主さんにきちんとお話をしながらも、解体していただく旨のお話をいたしますし、あと、早急に応急措置が必要な場合には、1件は家主さんが施設に入り、またご兄弟も首都圏にいらっしゃるようではありますが、諦めず連絡は取りなが

ら、応急措置は村のほうでもさせていただきたいと思いますが、基本的にはやはり地権者の方の責任において解体していただくということが基本でありますから、それは根強くお願いしてまいりたいと思います。

1件の方は、東京行っている方は役場に出向くという報告は受けておりますが、まだおいでにならないようではありますが、諦めずに連絡を取りながら状況を把握していただいて、その措置をお願いしたいと考えております。

緊急性の高い、例えばトタンが吹っ飛んだとか、どなたが入ったらしいとかというところに対しては、早急に村としても対応しながら、その旨を地権者のほうにつぶさに、諦めないで報告させていただきます。

私が実際足を運んでもいいなと思っておりますけれども、村で借りている土地を譲渡できないかということ、何件もちょっと足を運んでおりますが、そういった方々にも実際、強制的に頼む、お願いしたいだけではなくて、こちらの村側の姿勢、きちんと伝えることも一つかなと思いますので、それは議員のご指摘のとおり、今後また継続して交渉に臨みたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 全国的には行政代執行、それに代わる執行権のある処理情報なども私は聞いておりますけれども、そういうものに頼る、倒れる前に、村としてできるだけ早めに動いて、災害の被害の出ないうちに対応するのが私は行政の仕事だと思っております。

まだまだ中心地は空き家がいっぱいございます。これもやっぱり、さっきも言った中心地の活性化策に相当影を落とす建物でございますので、ぜひとも早急な手だて、対策をお願いいたしまして、2点の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

15時40分まで休憩します。

（午後 3時27分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時40分）

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第5、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について、報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第6号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

この報告は、地方自治法第80条第1項の規定に基づく村長の専決処分事項に指定されております損害賠償に係る事件で、その金額が30万以下のものに係る和解について専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案書の2ページをお開きください。

和解の相手先の氏名等につきましては、記載のとおりであります。

次に、事故の概要であります。

令和4年9月18日午前8時頃、村道上大塩虹ヶ沢線の権現渡地内におきまして、相手方が運転する車両が方向転換する際、デリネーターに接触し、当該デリネーターが破損を受けたものであります。

和解の内容であります。

相手方はデリネーターの修繕費用3万9,600円を負担すること及び当該者双方はその他の債権、債務がないことを確認するものであります。

以上で、報告第6号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

◎議案第69号～議案第76号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第69号 鮫川村附属機関設置条例から、日程第13、議案第76号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例までの8議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第69号から議案第76号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

初めに、議案第69号 鮫川村附属機関設置条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、村長及び教育委員会の附属機関の設置に関し、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案書5ページをご覧ください。

議案第70号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用の公費負担、選挙運動用ビラの作成の公費負担、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるものであります。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村附属機関設置条例の制定に伴い、附属機関の委員を明確にするとともに、根拠となる法律、条例を明記するものであります。

次に、議案書10ページをご覧ください。

議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、福島県人事委員会の勧告に従い、行政職給料表の改正及び期末手当、勤勉手当並びに通勤手当を改正するものであります。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

議案第73号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、常勤職員の給与改定に伴う会計年度任用職員の給与改定の適用時期を明確化するために、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

議案第74号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書17ページをご覧ください。

議案第75号 鮫川村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、給食センター運営委員会の設置について、条項を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

議案第76号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村農業者トレーニングセンター運営委員会の設置については、その必要性がなくなったことから、条項を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第69号から議案第76号までの説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第77号～議案第84号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第14、議案第77号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から、日程第21、議案第84号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第77号から議案第84号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和4年度一般会計及び各特別会計の補正予算のうち、歳出予算の各項目に計上されております2節給料の増額補正は、福島県人事委員会勧告に基づきます職員の給与に関する条例の一部を改正による増額改定によるもの、また、3節職員手当等の増額補正は、県人事委員会勧告に基づく条例の改正によるもの、4節共済費の増額補正は、補正額は2節給料

及び3節職員手当等の増額補正に伴い共済組合負担金を補正するものとなっておりますので、これらの人件費につきましては個別の説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、各科目の増減補正につきましては、主に事業の完了に伴い予算を整理するためのものですので、同じく説明を省略させていただきます。

各会計の補正予算の事業費、内容等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第77号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額33億1,590万9,000円に対し、今回、1億1,403万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を34億2,994万6,000円とするものであります。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税3,000万円の増額につきましては、令和4年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金2,809万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れるものであります。

同じく3目衛生費国庫補助金、1節保険衛生費補助金5,019万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を受け入れ、ワクチン接種事業に充当するものであります。

4ページをご覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金230万4,000円の増額につきましては、いわゆるふるさと納税200万円ほかを受け入れるものであります。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金200万円の減額につきまして

は、鹿角平観光施設整備事業の完了により減額するものであります。

同じく 5 目 1 節公有施設整備基金繰入金410万円の減額につきましては、庁舎空調設備更新事業の完了により減額するものであります。

5 ページをご覧ください。

21款村債、1 項村債、1 目 1 節辺地対策事業債100万円の減額につきましては、鹿角平観光施設整備事業の完了により減額するものであります。

同じく 5 目 1 節緊急自然災害防止対策事業債950万円の増額につきましては、村管理河川の護岸整備事業のために借り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、10節需用費160万円増額補正のうち、スタッドレスタイヤなどの消耗品50万円、燃料費の高騰に対応するための光熱水費140万円を増額するものであります。

同じく 5 目財産管理費、7 節報償費68万円の増額につきましては、いわゆるふるさと納税に対する返礼品に要する経費であります。

24節積立金201万円の増額につきましては、ふるさと納税200万円ほかを基金に積み立てるものであります。

7 ページをご覧ください。

同じく 6 目企画費、12節委託料93万円の減額につきましては、特別栽培農産物認証等に係る経費を、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、12節委託料に組み替えるため減額するものであります。

8 ページをご覧ください。

同じく 2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、17節備品購入費31万2,000円の増額につきましては、全国で戸籍を参照できるシステムを構築するための戸籍連携用スキャナの購入に要する経費であります。

次に、9 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費、19節扶助費273万4,000円の減額につきましては、老人保護措置費の減額が見込まれるためのものであります。

10ページをご覧ください。

同じく 3 款 1 項 5 目障害者福祉費、19節扶助費102万6,000円の増額につきましては、重度

心身障害者医療に要する経費であります。

同じく 2 項児童福祉費、5 目こどもセンター費、12 節委託料29万円の増額につきましては、こどもセンターの建物が建築基準法に基づき定期報告を要するものであるとの指摘があったことから、防火設備、建築物及び建築設備について調査を実施するための経費であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、18 節負担金、補助及び交付金86万1,000円の増額につきましては、埴厚生病院の救急医療体制支援負担金の増額によるものであります。

10ページから11ページをご覧ください。

同じく 2 目予防費、10 節需用費19万5,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種会場として利用する村保健センターにおける暖房等に要する経費であります。

12 節委託料5,000万円の増額につきましては、福島県の指導、助言により12月中に新型コロナウイルスワクチンの大規模集団接種を集中して行うために要する経費でございます。これらのワクチン接種に要する経費の財源は、全額、国庫補助金を充当するものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 節農業振興費、12 節委託料93万円の増額につきましては、先ほど 7 ページでご説明申し上げました 2 款 1 項 6 目 12 節委託料からの組替えによるものであります。

17 節備品購入費のうち、大豆収穫機58万円の増額につきましては、高齢化する大豆栽培農家の収穫作業の労力軽減を図るため、収穫機を導入するための経費であります。

また、イノシシ等被害防止設備43万7,000円の減額につきましては、事業費の確定により減額するものであります。

同じく 18 節負担金、補助及び交付金のうち、元気な農業継続支援事業補助金154万7,000円の増額につきましては、物価高騰により生産意欲が減退している農家に対する支援策として補助金を交付するための経費であります。

また、特産畑作物栽培継続支援事業補助金31万2,000円の増額につきましては、特産畑作物の安定供給に資するため、補助金を交付するための経費であります。

同じく 4 目水田農業構造改革費、12 節委託料、水田管理システムデータ移行業務の176万7,000円の増額につきましては、国の指示により、水田台帳データを農林水産省共通申請サービスへ移行するための経費であります。

12ページをご覧ください。

同じく 6 款 1 項 5 目畜産業費、18 節負担金、補助及び交付金の配合飼料価格高騰対策事業

補助金2,360万円の増額につきましては、畜産農家に対して配合飼料の価格高騰分の一部を助成するための経費であります。

次に、13ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、14節工事請負費900万円の増額につきましては、大字西山字菅ノ目地内の村管理河川の護岸工事を実施するための経費であります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、14ページをご覧くださいまして、12節委託料435万7,000円の増額につきましては、スクールバスの運行便数の増加に伴い増額補正するものであります。

以上が、議案第77号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）の説明となります。

続きまして、各特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第78号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の23ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の21ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4億2,490万8,000円に対しまして、今回162万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億2,653万4,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書22ページをご覧ください。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金162万6,000円の増額につきましては、一般会計からの事務費繰入金、保険基盤安定繰入金などによるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等及び4節共済費合計14万4,000円の増額につきましては、職員の給与に関する条例の改正に伴うものでございます。

18節負担金、補助及び交付金16万5,000円の増額につきましては、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う国保事業報告システムの改修に要する経費を増額するものであります。

次に、議案第79号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の25ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の25ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額6,660万2,000円に対しまして、今回147万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を6,808万1,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の26ページをご覧ください。

1款診療収入、1項外来収入、2目社会保険診療報酬収入、1節現年度分147万9,000円の増額につきましては、社会保険加入者分の診療収入が当初見込みよりも増収となるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、17節備品購入費133万円の増額につきましては、検査機器、特殊検査用パソコン、プリンター用のデスクユニット1台、また、心電図検査装置と電子カルテシステムを連携させるためのパソコン1台の購入に要する経費であります。

次に、議案第80号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の30ページをご覧ください。

今回は、予算額に増減はございません。歳出予算におきまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料8000円を増額し、同額を予備費から減額するものであります。

次に、議案第81号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の29ページ、事項別明細書の33ページをご覧ください。

こちらも今回は予算額に増減はございません。歳出予算におきまして、1款総務費、1項1目村営バス事業費、10節需用費14万5,000円の増額につきましては、バスのヒーター修繕に要する経費相当額を増額し、同額を予備費から減額するものであります。

次に、議案第82号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の31ページ、事項別明細書の34ページをご覧ください。

こちらも今回は予算額に増減はございません。歳出予算におきまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金800万円の増額につきましては、短期入所利用者の増加によるものであります。同額を4目施設介護サービス給付費の18節で減額し調整するものであります。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、18節負担

金、補助及び交付金の40万円の増額につきましては、福祉用具の貸与及び訪問介護の利用者の増加に伴うものでありますが、同額を1項2目特例居宅介護サービス給付費、18節で減額し調整するものであります。

次に、議案第83号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の33ページ、事項別明細書の35ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額9,569万2,000円に対しまして、今回、34万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を9,603万8,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の36ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金、1節運営費負担金21万円の増額及び2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金、運営費13万6,000円の増額につきましては、給食センターの運営に係る歳出予算の増額補正に伴う古殿町の負担金と、本村の一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費32万7,000円の増額につきましては、調理用設備の消耗部品購入に係る消耗品費12万7,000円、配送車両の燃料費2万2,000円、電気料金17万8,000円を増額するものであります。

同じく11節役務費、1万9,000円の増額につきましては、ノロウイルスの検査費用を増額するものであります。

次に、議案第84号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の35ページ、事項別明細書の37ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4,018万4,000円に対しまして、今回、8万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,026万8,000円とするものであります。

38ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳出予算におきまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金につきまして、保険基盤安定負担金の確定に伴い8万4,000円を増額するものでありますが、歳入におきまして同額を一般会計から繰り入れるものであります。

以上、議案第77号から第84号までの8議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、各議案の説明を終わらせていただきます。

◎議案第85号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第22、議案第85号 村有財産の無償貸付についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第85号 村有財産の無償貸付についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の37ページをご覧ください。

本案は、令和4年3月14日に無償貸付けにつきまして議決をいただきました旧村交流施設ほっとはうすさめがわの貸付先が組織を法人化するとともに、社名及び所在地を変更したことから、改めて村有財産の無償貸付けの議案を提案するものであります。

貸し付ける財産につきましてご説明を申し上げます。

財産の種類は、土地、建物及び附属施設であります。

初めに、土地の所在地、地目及び地積であります。

所在地、大字赤坂東野字葉貫70番。地目、宅地。地積、2,039.1平方メートルのうち2,037.66平方メートル。

所在地、大字赤坂東野字葉貫71番地。地目は宅地。地積、2,110.71平方メートルのうち2,101.71平方メートルであります。

次に、建物のうち本館所在地は、大字赤坂東野字葉貫71番地。構造、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建。床面積、1階423.48平方メートル、2階272.16平方メートル。

及び附属施設（物置）、所在地、大字赤坂東野字葉貫71番地。構造、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建。床面積14平方メートルであります。

また、建物のうち体験館、所在地は大字赤坂東野字葉貫70番地。構造、木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建。床面積は229.65平方メートルであります。

これらの土地、建物及び附属施設につきまして、議決の日から令和9年3月31日までの期間において、福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字葉貫71番地、株式会社フランティアビュ

一ロー、取締役、星真希子氏に無償で貸付けするために、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第85号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日14日午前9時から、常任委員会での現地調査・議案調査を行います。

15日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時17分）

第 8 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和4年第8回鮫川村議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月15日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第69号 鮫川村附属機関設置条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第70号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第73号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第74号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関す
る条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第75号 鮫川村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第76号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条
例
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第77号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第78号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算

(第3号)

質疑・討論・採決

日程第11 議案第79号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第5号）

質疑・討論・採決

日程第12 議案第80号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第13 議案第81号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第14 議案第82号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第15 議案第83号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

質疑・討論・採決

日程第16 議案第84号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第17 議案第85号 村有財産の無償貸付について

質疑・討論・採決

日程第18 選挙第1号 鮫川村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 関根浩治君

3番 遠藤貴人君

5番 堀川照夫君

6番 北條利雄君

7番 関根英也君

8番 前田雅秀君

9番 前田武久君

10番 宗田雅之君

11番 星一彌君

欠席議員（1名）

2番 森 隆之君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	関 根 政 雄 君	副 村 長	鈴 木 大 介 君
教 育 長	武 藤 誠 君	総 務 課 長	渡 邊 敬 君
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 隆 寛 君	農 林 商 工 課 長	舟 木 正 博 君
地 域 整 備 課 長	齋 藤 利 己 君	教 育 課 長	星 徹 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	古 舘 甚 子	書 記	矢 吹 かおり
---------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子君） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出が提出されましたので、ご報告いたします。

また、2番、森隆之議員より、本日の会議に欠席する旨の提出がありました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎議案第69号～議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第69号 鮫川村附属機関設置条例から日程第8、議案第76号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） まず、本日の第1の議案ですが、議案第69号 鮫川村附属機関設置条例関係についてですが、全国町村会の附属機関の整理というような関係の文書を閲覧してみ

ましたところ、いろんな各町村によって、それぞれの委員会が設置されておりますが、鮫川村で今回提出された内容を見ますと、若干、漏れている部分なんかも今後出てくるのではないかなと、私は感じたわけです。

それで、これらの委員会の、あるいは審議会の内容を見ますと、任期とかそれから定数、その委員会の人数とか、どのような内容になっているのかというのが、ちょっとはっきりしていないので、こういったこともきちんとやっぱり今回、できれば一覧表にして上程されればよかったのかなと、誰が見ても分かるような形で上程されればよかったのかなとも思うんですが、その辺、村長の答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 今回の第69号の鮫川村の附属機関の設置条例につきましては、6番、北條議員のほうから問題提起をしていただいて、長年気づかなかったといいますか、その点につきましては、附属機関であるか否か、それと審議会、協議会、懇話会、様々な、村では協議をする場がございますが、その仕分を今回、各課に割り当てて、上げていただいたのが10件ということではありますが、議員ご指摘のように、その条例制定をしなくてはならない附属機関の内容、その詳細まで明記したほうがいいのではないかとということでありました。

議会に上程して、条例制定の議決をいただくまでには、議論を交わさなくてはならない、交わしてご承認いただかなくてはならないということですので、今後また漏れている、これからまた設置しようとする附属機関があるとすれば、それも精査しながら、さらには制定しなくてはならないものもあるかと思えます、今後ですね。

また、現在の附属機関から漏れているものがあるとすれば、それもさらに精査をして、その条例の内容、期間、手元にさいたま市の附属機関等の要綱等もございます。これは教育委員会から出された資料ではありますが、自治体によって対応の仕方、多分まちまちであるかと思えますが、本村は先駆けてご提案をいただいたということでもありますから、ですからこれに準じながらも、今後、皆様のこの議会に上程をして、制定をすべく附属機関、審議会と併せて要綱で、協議会、できるものということで仕分をしていきたいと考えております。

なお、附属機関として、皆様にご審議をしていただくということは、この前の一般質問の、2日前、北條議員から言われるように、やっぱりその条例の中身をここで上程をさせていただいて、議案調査もしていただきながら、どのような内容なのかという調査も経て、それで議決をいただくものですから、今後もそのように改善を試みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 私も、議案第69号 鮫川村附属機関設置条例についてお尋ねをしたい
と思います。

今、私がこの書類を持っております。このものは、全国町村会が令和2年3月26日に出した「附属機関の整理（地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の整理）～北海道A町の取組み～」と題した調査報告書であります。これは、全国町村会のホームページにも、現在掲示されております。

この報告書では、町村の附属機関設置の現状について触れ、条例化の必要性、附属機関とはどのような機関を指すのか、条例化を図るための進め方について、32ページにわたって具体的に詳細に説明されております。この報告書を読んでいけば、議員に指摘されるまでもなく、少なくとも令和3年度中に見直しに着手できたはずだと思われませんが、村ではこの報告書を見ていたのか、ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 目を通してございませんでした。

冒頭にもお話ししましたとおり、私どもも、やはり勉強不足であったと思っております。附属機関、それから上程をして条例制定をすべく機関と、また審議会とか懇話会、ほかのワークショップ等で、いろんな意見を拾い、皆さんの広く話せる雰囲気をつくる、教育委員会が今回されているような内容であります。そういった仕分を今までの機会がありませんでした。ですから、議員ご指摘のように、今、情報公開されている中で、私どもも目を通さなかったというのが事実であります。

この件につきましては、地方、地元の広報紙にも書かれておりますが、他町村にも大きな影響を与えると思います。ですから、本村も問題提起をしていただいたおかげで、早く気づいて、そして地方自治法にのっとって改正しなくてはならないものは準じて改正をしながら、議員各位からの貴重なご意見ありますから、これも踏まえて法にのっとった附属機関の設置ということで、今後もまた取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） この報告書が発表されたのは、令和2年3月、おとしであります。このときに気づいていけば、役場内で検討し、村長提案議案として提出できたものでありま

す。

そもそも、おとしに見直すチャンスがあったのに、見逃していたということが今回の問題の根源だと思っております。

行政のプロとして、常日頃から問題意識を持っていれば気づくはずだと思っております。村政執行にとって重要な情報チェックは、村長は常に忙しいと思いますが、副村長の業務として位置づけるべきではないかと思っております。

一般質問の質疑を聞いておりましても、この問題について十分な検討がなされたものとは到底思えません。この全国町村会の報告書、指導書には、見直しの手順、附属機関設置条例のひな型までつけられております。この資料をよく読み込み、再度、検討して提案をしていただけたらどうかと思いますが、村長のお考えを。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 行政の執行権をいただいております私はじめ特別職、さらには、この条例を各課、各課長、係ともよく今回の機会をいただきましたから、また令和3年度に、そのような手引まで出ていること自体が知らなかったということが正直なところでありますから、ぜひとも議員の、今、手持ちの資料も併せて見せていただきながら、今後の条例設置に向けて、まずは多くの学識者、議会、さらには団体、そしてまた村民の声を聞けるような、聞いてそれを今度、施策に反映できるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 私も69号についてであります。今、7番議員からも質疑がありましたとおり、やはりこれは全国町村会で出しているものですね、2年前に。そういったもの、ホームページですから誰もがみられるものですね。これを閲覧できるのに、私はじめ閲覧していないんですね、行政のプロとして当然これは目を通すべきであるし、村長も全国町村会などには臨んでおったはずだと思うんですね、過去3年のうちに。

そうした中で、こういった指導、法務支援室などでこれを出しているわけなんですけれども、そういった機会に、そういった話が全然なかったのかどうかなんですけれども、全然それは周知されていなかったというふうに私は思っておりますけれども、今後、今、具体的な内容でもって我々に示すというような、協議会とか審議会とかを持ってこれから煮詰めていくというようなことではあります。まず取りあえずこの附属機関を提案して、これを議決していただきたいというような一つの提案だと思います。

しかし、これから今後、こういうこともまだ起こり得ることも考えられますので、職員の

研修、そういった中で、こういうものはやっぱり真っ先にもう勉強させるべきだと思うんですよね。執行者としては、なかなか全般、いろんな公務でもって大変だと思うんで、総務課はじめ各課ごとに、そういう、とにかく直接関わる、こういう法的に拘束される自治体でありますんで、それらの研修を真っ先に進めたほうがいいというふうに、私は提案したいと思います。

それで今回、我々、議決する立場であって、この問題は今後の村の行政に当然緊急を要する事項でありますんで、これは今回、提案されたものに対しては、私は賛成はいたしますけれども、そういった過ちというか、職務上必要なことの過誤がないように、努めていただきたいと思いますので、村長、その辺について。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今後は、研修等の機会があれば臨むべきであるということは、ごもつともであります。全国町村会では、残念なことに首長セミナーという形のものはありませんでした。しかしながら、国には滋賀県に1か所、J I A M、それから浦安に1か所、皆様の議員研修の通知も来ているかと思えます、特別セミナー。

そういった内容、財政とか人口減少対策、様々な、国がJ I A Mが企画する研修メニューがございます。年間、閲覧ができますので、そういった中で今回の附属機関の見極め、さらには住民参加の村づくりというようなメニューもございます。そこには、もう積極的に職員を派遣したいと思っております。

私も2度ほど滋賀県と浦安には、首長の特別セミナーに、1回目は議員のときでしたけれども、人数制限がありまして、抽せんに当たりまして研修してまいりましたが、非常に意義がある研修でありますから、今後また情報を高くして、そしてまた私ども特別職も含めて、職員の研修に邁進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 6番、北條です。

今回の議案第69号の鮫川村附属機関設置条例について質疑をしたいと思います。

附属機関に関する設置条例が今回提案されました。

この条例により、村の重要な施策について、村民参加手続が適正に行われることとなります。地方自治法や条例設置義務に反する手続の改善と、長年の70年にわたり、逆に言うと、

なおざりにされていたこの根拠基盤が、改善、是正されることになりました。

この条例提案に至る村当局の判断、それから担当主管課や各課職員の皆さんが、行政組織の煩雑な事務処理に反する手続の改善と長年の根拠基盤、これが本当に改善されますし、この事務処理についても、大きな苦悩などもあったかと私も推察しております。

しかし、問題提起し指摘した者として、一時的にせよ行政を停滞させ混乱を招いた事件でもあります。関係者におわび申し上げますとともに、心から感謝申し上げたいと思います。

この機会に、我が村が持続的に成長していける力を確保する、人々が村民が安心して生活ができるような村づくり実現のために、行政機関と議会が行政の民主化の観点から、行政に村民の意思を十分反映させる、複雑化、高度化し広範にわたる行政需要に対応するために、知識、技術を導入するなど、一層互いに切磋琢磨し次世代につなげる、前進させ、尽くすべきものと痛感する思いでもあります。

提案の理由が、そして説明がございました。

改めて、村長並びに教育長に、それぞれの立場から、この問題に対する所見を伺っておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 今回の全員協議会前からの問題提起を、先ほども冒頭にお話ししましたとおり、していただいたおかげで、地方自治法に遵守した行政執行、この根幹を今回見たわけであります。そして、また議会は論点、争点を明確に今回されておりました。論点、争点を明確にして、議論をして、そしていい村をつくるという、この二元代表制、この根幹であることを、今回、認識をいたしました。

今後、また村民と共に、村民が置き去りにならないように、議会の皆さんと私どもの事業を執行する上で、大きな耳を広聴、そしてまた学識者等も含めて村民の方が村づくりに参画しやすいような、このような手法、そしてまた大事な審議会等々は、きちんと上程をして、さらには議会の議論にのせて、そして皆さんにご承認をいただいた上で事業の執行に当たっていきたく、このように考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

○教育長（武藤 誠君） 今回、北條議員から附属機関に関するご質問をいただいたことで、教育委員会部局に属する2つの委員会等が附属機関に該当するにもかかわらず、条例に基づき設置されていなかったことに気づかせていただきました。そして、附属機関とはどのよう

な性格のものなのかということについても、改めて確認する機会をいただいたことに本当に感謝申し上げたいと思います。また、見落とししていたことについては、本当におわびを申し上げたいと思います。

また、一昨日の質疑、答弁、そして昨日の議案調査の中で、議員の皆様方が学校教育の将来像について強い関心を持たれていること、そして現在行われている幼小中教育検討委員会の役割について高く評価していただいていることを強く感じました。本当に、この場を借りて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今後、新たな委員会等を立ち上げる際には、法令等にしっかりと照らし合わせて、附属機関なのかどうかということも、しっかりと判断していきたいと思っております。

そして村の教育の充実のために、村民の皆様と、そして議会の皆様と協力し合って、充実に向けて努力していきたい思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 私も関連で、この69号の件で質疑させていただきます。

今回、議員のほうから指摘があつて、それで村のほうもそれを認めて、そして議案が上がってきたと、そういったプロセスは非常によかったなというふうに感じます。

ただ、答弁を聞いていますと、これは全く気づいていなかったというようなお話が度々あるんですけども、僕は果たしてそうかなというふうなところも、ちょっと見方もありまして。なぜなら、役場の職員の方といろいろやり取りをする中で、役場の職員の方って、ものすごいやはり見識を持っているんですよ。情報もすごい持っていますし、1つ聞くと本当に5個、10個というようなことを答えていただいて、私自身、学習になることがすごい多いんですけども。

やっぱり、これは気づいていた人が、もしかしたらいたんじゃないのかなというふうなふうにも僕は捉えていて、気づいていたけれども、慣例、そういったことでやっているから、そのままとかというふうな、だから気づいた職員の方がいれば、やっぱり覚悟とか勇気とか志を持って、やはりそれを上に上げていただきたいし、やはり三役も、そういったものが上がってくるような、風通しというんですかね、やはりそういったところの部分も、もしかするとあるのかなというふうな感じもします。

これだけ職員の方がいますから、全員が気づいていなかったというのは、僕はちょっと逆はないのかなと。やはり、気づいていた人って、何人かもしかしたらいるのかなというふう

な感じもするので、ですからそういったところも、ぜひこの機会なので、その条例を見直すばかりだけではなくて、そういった組織体制というものも併せて見直す機会に最適なのかなというようなことを感じましたので、そちらを村長の方にお伺いさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） この条例を上程しなくてはならないという附属機関に、気づいていた職員がいたかどうかは把握しておりませんが、もし気づいた職員がいたとすれば、当然のことながら上に、これはちょっとこのような自治法を引っ張ると、このようになっていませなかねという、上司には相談したかと思いますが。

どうしても体質的に、新たな、今回の一番のきっかけは、今回、特別職等の報酬の審議会ということで、前回の平成18年でしたか、当時の資料と要綱に従って委員の委嘱ということになったわけで、どうしても前回の資料、私はあのときの資料を全て持っていました。議員でしたから。その資料も担当者のほうにお渡しをして、答申内容、それも今回お渡ししたわけですが、やはり過去の資料等を参考にして、それを、要綱等を生かして委員の委嘱をするというところの体質的なものがあつたかと思えます。ですから、今回、何度も指摘されている附属機関であつて、これは条例化しなくてはならないというのは、その担当者以外の方では気づきができなかつたと思えます。

ただ、別の審議会をつくるときに、例えば職員が気づいていたとするならば、今後、またそのような、役場職員は当然、法にのつとつた全ての資料を持ち備えてチェックをしていますからね。ですから、今後気づいたところはきちんと訂正できるような体質を、今後またさらに職員には周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号 鮫川村附属機関設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 鮫川村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号～議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第77号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から日程第16、議案第84号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第17、議案第85号 村有財産の無償貸付についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 村有財産の無償貸与についてであります。契約変更ということで上程されておる中で、今回、法人化というようなことで契約変更、それで所在地は前は石川町というようなことで、それを現在の所在地に住所を変更したと。それで、星真希子氏は、村への移籍はされていなかったと思うんですが、今回、住所地を葉貫地区に変更され、当然そこに移り住み、現在もほとんどそこに居住されておると思うんですけども、その戸籍を移籍されたのかどうか。

それと、平成4年ですね、以前の貸与期間は。その期間ですけれども、前は五、六年だったんですか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 経営者の代表者の星真希子氏が、会社の登記が葉貫になったということで、今回、上程をさせていただくと、さらには発展的法人化をされたということですが、本人が本村に籍を置かれているのかどうか、ちょっと確認はまだ取れていませんが、それと契約年数は5年とは記憶しておりますが、その点、担当課長、ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（舟木正博君） 契約期間なんですが、令和9年3月31日までで、当初の契約が4月1日からの5年間で、今回の変更で継続ということで令和9年3月までとなっております。途中で法人化したということで、貸付先の相手というか、会社が法人化したということだけなので、貸付期間は令和4年の4月からの継続で5年間となっております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 答弁、分からないんだよね、何か。はっきり答弁してもらわないと困るんだよね。以前の契約期間は何年の何月から何日までと。

それから、今回のあれは分かりますけれども、以前のやつを聞いているんですよ。

それと、鮫川に籍を持ってきたかどうか聞いているんですよ。端的に教えてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、期間につきましては、担当課長から答弁を申し上げます。

鮫川に本人の籍があるかないかは、確認取れますか、分かりませんか……。それを調べ、閲覧はできないの。籍がこちらに持ってきたかどうかは、まだ確認取れておりません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 当初の契約期間ということでよろしいでしょうか。

ですと令和4年4月1日……

〔「4年に契約したものでいいですよ」と言う人あり〕

○農林商工課長（舟木正博君） 令和4年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そうすると、期間は変わらないということですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） それで、住民票があるかないかは、役場では分からないのか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本人の籍が、住民票がここにあるか否かということですね。

これは、あれですか。お調べして……無理なんですか。

〔「特定個人情報になりますので」と言う人あり〕

○村長（関根政雄君） これ、閲覧することはできないんですか。

〔「できない」と言う人あり〕

○村長（関根政雄君） ただ、証明を、住民票を取ることが不可能なんですか、そうですか。ということであります。

〔「個人の守秘義務はだめだと」と言う人あり〕

○村長（関根政雄君） 個人情報の開示がなかなか難しいと。

ただ、本人に聞きます。籍を持って、ここへ、今回の議会で議論になって、会社の登記は葉貫だというのは謄本を取って分かりましたから、ただあなたの、あなたというか代表者の方の籍は、こちらにあるのか否かというのは、本人に確認いたします。それで多分、返事してくると思いますから、そちらにつきましては、後の機会に籍を持ってきたのか否かと。

できるのであれば、本村とすれば、ここに籍を持ってきて、きちんと住民税を支払い、法人税を支払っていただく。法人税は発生しますけれども、住民税もいただくというのが基本でありますので、その点、代表者と今後、お話をしていきたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかに質問ありませんか。

〔「もうあと2回だね」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 3問ですから、一応質問は限度になっております。

〔「答弁が不適格だから、私は言ったんですよ、2問目は」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 村長、正確な答弁出してください、今。

○村長（関根政雄君） では、もう一度言います。

個人が、ここに籍を持って来られているのかということにつきましては、星真希子氏と連絡を取りながら、お話をして、今どこに籍があるんですかということと、議員おただしの内容は、村とすれば、ここにやっぱり住民票を持ってきて、そして村民としてこれから頑張っていたきたいという思いであるので、そこも併せて、あそこに籍をお願いできませんかというお願いも兼ねてしていきたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） やっぱりルールがあるんで、きちんとそこはやっぱり3回なのか、4回なのかというところをしっかりと、答弁が足りないというふうに感じているのであれば、議長のほうから、答えていないのでしっかりと答えてくださいというような指摘があってもいいと思いますし、自分の裁量で3回も4回も5回もというのになると、ルールを逸脱してしまうので、そこはちょっと注意していただきたいなというのを、私のほうから議長のほうに申し入れさせていただきます。

それと、あとはここから質問なんですけれども。

先ほど、本人に確認しますというような答弁、今ありましたけれども、私、ずっと議会を聞いていて思っていたことがあるんで、いい機会だなと思って言わせていただきますけれども。

やはり、個人情報とかそういったものに関して、ちょっと鮫川村どうなんだというふうに、ちょっと危険だなと思うところ、僕、多々ありまして。やっぱり、個人情報って今、ものすごい厳しい時代なので、令和の時代は。ですから、誰々の住所はどこにあるんだとか、その住所がどこにあるのかを、本人にそれを聞きますとか、そういうことというのは、この議場で発言してしまっっては、ちょっと僕、問題があるんじゃないかというふうに思うんですね。

そこまで踏み込めるだけのものは、僕は持ち合わせていないというふうに感じているんですけれども。その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今回、議員の質疑に対して、私は正直にお答えしているわけです。

ですから、その質疑の、先ほども話しましたように思惑は、やはり村民として自覚を持って、この地に根を下ろして、移住いただくぐらいの覚悟で経営していただきたいという思いが、9番議員にはあったと思います。ですから、本人は、私は答えたくないと言えどもそれまでであります。

しかしながら、今回も、ほっとはうすでコンサートがあったんですね、2回ほど。3時と夕方ということで、広報はされていません。メディアでちょっと見まして、私も夕方、ちょっとコンサートへ行きたいなと思っておりましてけれども、それが中止になったということで、3時だけということで、星真希子氏にはまだ接触できておりませんので、年内中ちょっと無理であれば、新年になっても多分、お客様がいるかどうかは分かりませんが、本人と、正直言って私も彼女とその後ちょっと会えていないものですから、ですから議会でも議決を

いただいた後には、このようになって議会でも議論をされて、そしてこのように承認をいただきましたというような報告も兼ねてちょっとお話をしたいと思っております。

やっぱり、本村に根を下ろして事業所を立ち上げて、さらには宿泊施設として機能を果たしたいという、その思いにも添えるようにしたいなと思っておりますし、今回の無償貸付けという、あれだけの施設をただ無償で貸しているわけですから、こちらの思いも伝えながらも本人と会ってきたいと思えます。

それは、籍があるか否かについては、本人が答えたくないとすればそれは当然、個人情報の問題ですから、なぜ村長に答えなくてはなりませんかということになるかどうかは分かりませんが、住民課とすれば、調べれば分かると思えますけれども、それを公に出すということは、これはやはりルール違反だと思いますから、それは控えたいと思えますが、ただ彼女にはお聞きはしたいと思えます。ただ、それ以上に、やっぱり本村としてあれだけの施設を無償で貸している以上は、何とか経営基盤に乗って黒字経営に転嫁していただきたいという思いの中でお会いしたいなと、このように考えております。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 2回目です。

温泉旅館、結びのときには、村に住所を移すことということが、無償貸付けのルールの中に明記されていたと思えます。ですから、そのルールに従って今の経営者の方は村に住所を移されたと思うんですけども、ほっとはうすを無償貸付けするときに、住所を移すことということがルールに明記されていたか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） それは、されていないと記憶しております。

○議長（星 一彌君） 遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 最後です。

ルールに明記されていないとするのであれば、移す必要は僕は全くないと思えますし、それを、この村に根差して経営をしてほしいというのは、それはこちら側の思いですから、それはもちろん分かります、気持ちは。ただ、やっぱり相手がありきのことなので、相手にそれを求めるというのは、求めたり、それから今の現住所がどこにあるかというのを調べたり聞いたりとかというのは、僕はこれはやっぱり問題だなということを思えますので、最後にこれを質問させていただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） それは、本人の代表者の自覚だと思いますよ。

石川町に住所があるのが分かっておりましたけれども、本人はどのようにお答えするかは分かりませんが、私、首長として、やはり人口がこれだけ減少している中で、できれば定住・移住していただきたいんです。ですから、それも含めて、これはそういう条件で貸したわけではないわけではありますけれども、できるのであれば本村にお住みいただきたいと、籍を持っていただきたいというのは本音でありますから、その点は相手方の感情にならないように伝えていきたいと思っておりますし、今後また様々な、ほっとはうすばかりじゃなくて、様々な関係で本村においでになっている方々がおられますけれども、できればここにお住みいただきたいと、籍があるかないかは、私は確認して臨んではいませんけれども、そのようなことを今後、お願いしていくつもりではあります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） この内容を見ると、社名及び所在地を変更したことから、改めて村有財産の無償貸付けにつき議会の議決を求めるとあるんだよね。だったら、所在地変更したとなっているんですよ、これね。それは、役場の方で確認は、全然この文書を出すときにしていないんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） こちらは社名の所在地の変更ですから、確認しております。ですから登記簿謄本、これは確認した上で上程しております。

○議長（星 一彌君） ほかに。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 確かに、会社は鮫川の葉貫が本社としてあると思いますが、その経営者が住所があやふや、石川にあるのか鮫川に移したのか分からない状態で、あの村の大切な村民の財産を貸し付けていいものかどうか、そこまで説明受けないと、私らは判断に迷います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 会社の登記がされたということで上程しておりますが、本人の所在地はどこであるかは、石川町という認識をしておりましたけれども、それ以上の、本村に籍を持ってきたか否かというのは確認取れておりません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を打ち切ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。
これから議案第85号 村有財産の無償貸付についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 4名だから、これは議長が入るんだな。議長は賛成です。
起立多数です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休議いたします。

（午前10時55分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時56分）

◎選挙第1号 鮫川村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（星 一彌君） 日程第18、選挙第1号 鮫川村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたい
と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。

鮫川村選挙管理委員会委員には、大字赤坂東野字官代65番地、前田榮君、大字赤坂西野字
大塩316番地、岡部啓一君、大字赤坂西野字塩倉50番地、矢吹俊次君、大字青生野字世々麦
170番地、金澤助右門君、以上を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方が、鮫川村選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名の方が鮫川村選挙管理委員会委員の当選人と決定いたしました。

次に、鮫川村選挙管理委員会補充員の指名を行います。補充員は順位をつけて指名いたします。

第1位、大字赤坂中野字真坂252番地、金澤一四君、第2位、大字富田字二反田184番地、鷺野谷勤君、第3位、大字西山字大久保37番地、生田目邦一君、第4位、大字渡瀬字江竜田89番地、芳賀正訓君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方が、鮫川村選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名の方が鮫川村選挙管理委員会補充員の当選人と決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（星 一彌君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営会委員長、北條利雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これもちまして、令和4年度第8回鮫川村議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

（午前11時01分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和4年12月15日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 英 也

署 名 議 員 前 田 雅 秀